

平成22年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成22年12月14日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 平井洋一君
産業建設部長 高村吉彦君	水道部長 吉川建君

教育委員長	里見大聞君	教育長	片倉照彦君
教育次長	松原伸兆君	会計管理者	東口豪君
選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君	農業委員会 事務局長	小泉義次君

平成22年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月14日（火曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 7番 竹 邑 利 文 議員

1. 学校教育・環境について

- (1) 小学校にエアコン設置計画は
- (2) 薬物乱用防止・深夜徘徊コンビニに啓発を
- (3) 学校医と学校の連携は
- (4) 子ども・若者育成支援推進法は

2. 可燃ゴミ回収について

- (1) 特定個別回収はできないか

2. 6番 西 川 六 男 議員

社会の変化に対応して

すみよい田原本町を創るために

1. 中小企業の振興のためにさらなる支援を

活気ある田原本町を創るために

2. 老人福祉センターの事業の充実を

3. 田原本町の学校教育の拡充のために

- ① 3月末教職員人事について
- ② 加配教員の確保と増員を
- ③ 少人数学級編制30人学級の拡充を
- ④ 養護教諭の複数配置を

4. 清掃工場建設について

3. 10番 植田昌孝 議員

1. 選挙公約の実現に向けての決意について
2. 国保病院について
3. 田原本町の入札制度について
4. 監査体制の強化について

4. 3番 森良子 議員

「いじめ」・「不登校」について

1. 不登校児・生徒は何人いますか
不登校の原因を把握していますか
2. 「いじめ」はありますか
「いじめ」の芽を見つけたときは原因を把握する努力をされていますか
3. 「いじめ」や「不登校」があった場合、教職員の人事評価で低く評価されることはありますか

5. 1番 森井基容 議員

1. 町づくりの理念の共有化に向けて
町民と一体感をもった町づくりを進めるために
2. 教室環境の整備について
子どもたちが学習活動により意欲的、効率的に取り組めるために

6. 5番 古立憲昭 議員

行財政改革について

- (1) 過去5年間の行政改革について
- (2) 基本的情報の「見える化」について
- (3) 人材育成戦略について

子宮頸がん等ワクチン接種について

- (1) 本町の取り組みについて
- (2) 受診率アップの取り組みについて
- (3) 啓発活動の取り組みについて
- (4) ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種の取り組みについて

学校教育について

- (1) 小学校の給食について
- (2) 中学校の給食について
- (3) 教室の空調設備について
- (4) 外国語活動（英語）について

7. 9番 吉田容工 議員

1. 中学校給食について

- ①子どもたちの置かれている状況と法律の目的を達成する立場を踏まえて、中学校給食の意義をどのように認識されていますか
- ②田原本中学校と北中学校の朝食の摂取状況がどうなっていて学校の指導によってどのように改善されたのか
弁当を持参せず昼食にパンを食べている生徒の食生活がどのように改善されたのか
- ③学校給食の教育的効果を認識しながら、小学生には給食を提供し、中学生への責任を本町が果せない理由は何ですか

2. 学童保育について

- ①設置運営基準を定めていますか
適正規模、職員配置基準、事業内容、安全対策について町の定めておられる基準を答弁願います
- ②町が直接運営できない理由は何ですか
学童親の会に提示された条件はどのようなものですか
- ③町は、学童保育の対象学年を引上げ充実させるべきではありませんか

3. 国民健康保険について

- ①75才以上の方は、2年後に広域化されるのか
どのような形態で広域化されるのか
- ②75歳未満の方が広域化された場合、本町現行保険税と比べて保険料はどうか
- ③広域化後、「執行停止」等の判断は現行制度を踏襲できるのか
- ④被保険者にとって有利な事があるのか

⑤町として被保険者の健康に責任を持つ立場でどのような役割を果されるのか

⑥県や国に対して広域化反対の意思表示をしているのか

○総括質疑（報第18号より議第50号及び発議第11号の20議案について）

○特別委員会の設置

○まちづくり推進特別委員会の委員選任について

○上程議案の委員会付託について

○散 会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

- 議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。日程に入ります。
-
-

一般質問

- 議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により、3回を超えることはできません。それでは質問通告順により、順次質問を許します。7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

- 7番（竹邑利文君） おはようございます。

まず、寺田町長の無投票当選おめでとうございます。本町の発展に2期目の実力を発揮してくださるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、片倉教育長、就任おめでとうございます。今までの教育現場の経験を生かして、本町の教育行政をよろしくお願ひします。

議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

1、学校教育・環境について。

（1）小学校にエアコン設置計画は。

今夏の記録的な猛暑は心身とも疲労も限界に達した。児童も勉学・遊びに集中できない状況であり、地球温暖化現象で気温が下がることはないと思われ、本町の大きな宝である児童が向学心に燃える環境づくりにエアコン設置できるかどうかお答えください。

（2）薬物乱用防止・深夜徘徊・コンビニに啓発を。

改正薬事法が施行となり、コンビニでも医薬品が購入できるようになった。乱用への心配が広がる。小中学校学習指導要領では、こうした動向も踏まえて、薬物に関する指導を充実させることを学校現場に求めている。だれでも簡単に購入できる。便利になった半面、個人の認識を高めないと薬物乱用につながるものではないかと

認識している。このような状況を本町としてどのように考えているのか。学校による児童生徒への指導、教員研修の充実できるかどうか。また昨今、深夜徘徊はコンビニに集約するようになってきた。よって、コンビニなどに対して深夜に集まらない、薬物乱用防止の啓発をできるかどうかお答えください。

(3) 学校医と学校の連携は。

文科省の「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」が平成20年度より始まりましたが、学校医と学校の連携はどのように行われているか。連携事業の実績と平成23年度の見通しをお答えください。

(4) 子ども・若者育成支援推進法は。

本年4月施行で本町の対応は現在どう推移しているか。実績はあるのかお答えください。

2、可燃ゴミ回収について。

(1) 特定個別回収はできないか。

本町も高齢化比率が高くなりつつあります。現在ごみ回収は集積場にパッカー車が回収に出動しており、ご苦労さまです。お年寄り、身障者のみの家庭においては集積場まで持って行かれない、苦痛だと言われている。よって、特定の家庭に個別回収できないかお答えください。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 7番、竹邑利文議員の第1番目、学校教育環境についてのご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の小学校にエアコン設置計画はとのご質問でございますが、今後地球温暖化による気温上昇が見込まれ、教室の高温化による学習環境が悪くなることも予想いたしております。そのため学校教育現場におきましては、子どもの成長発達を鑑み、自然環境に適応できる心身の鍛錬及び体力の向上を意図した取り組みも重要と考えております。

今後、自然環境の変化に対応するためには、ハード・ソフト両面からの計画的な取り組みが必要になってまいります。現在、学校施設の耐震化事業を平成27年度の完了を目途に進め、それにあわせて一部施設の改修及び図書室のエアコンの設置

等を順次図っているところでございます。

次に、第2点目の薬物乱用防止・深夜徘徊、コンビニに啓発をとのご質問でございますが、平成20年第4回定例会におきまして、松本美也子議員からの「薬物防止教育について」のご質問にお答えいたしましたとおり、中学校では全学年を対象とした「薬物乱用防止対策教室」の開催や、保健学習で「薬物乱用と健康について」学習し、ビデオ教材の活用も行っております。また、「保健だより」を配布し、生徒はもとより家庭も含めた指導を実施しております。小学5・6年生では心身の健康に与える影響などについて学習しているところでございます。

このように今後も継続して薬物防止教育の充実に努めているところであります。

また、町内各店舗への啓発ができるかのご質問であります。田原本町青少年健全育成推進協議会の児童生徒指導育成部会及び中学校の教員や保護者が直接店舗へ出向き、非行防止の協力依頼や巡回指導を行っております。今後も継続して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、第3点目の学校医と学校の連携はとのご質問でございますが、子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業につきましては、奈良県が国より委託を受け、児童精神科医による相談事業として実施しております。

対象及び内容につきましては、県内公立学校の教職員が児童・生徒の心の健康問題に関する事で、指導のあり方や保護者への対応について相談を必要とするものであります。

本事業に係る田原本町の平成20年4月1日から平成22年11月30日までの相談実績はございません。

なお、行政刷新会議・事業仕分けの評決結果は「国として本事業を行わない」と決定されましたので、平成23年度以降、事業が継続されるかどうか現時点では不確定であります。また、本町の園児・児童・生徒の健康管理については、定期的に行っている校園長会において町医師会長を招き、指導・助言をいただいております。

次に第4点目の子ども・若者育成支援推進法はとのご質問でございますが、この法律では、都道府県、市町村に子ども・若者育成支援についての計画を作成する努力義務が設けられております。しかし、現時点で奈良県は計画書が未作成でありま

すので、今後、県の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

なお、基本理念で子ども若者・育成支援は、教育・福祉・保健・医療・矯正・更正保護・雇用・その他の各分野における知見を総合して行うことと明記しておりますことから、慎重に調査・研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

（生活環境部長 平井洋一君 登壇）

○生活環境部長（平井洋一君） ご質問の第2番目、可燃ゴミ回収についての特定個別回収はできないかについてお答えいたします。

高齢者や障がい者だけの世帯に対する特定個別回収につきましては、大和郡山市や生駒市などでは、日常のごみの排出が困難で親族や近隣住民の協力を得られない世帯に対して、一定の条件のもと特定個別回収が近年実施されています。

本町におきましては、近隣住民の方やホームヘルパー等の協力を得て、ごみの排出が行われており、共に助け合う共助の社会が機能していることから、現在のところ本町では特定個別回収は考えておりません。

しかし、より一層の高齢化社会の進展を踏まえ、今後必要に応じて地域の役割や実施市町村の状況も参考に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑利文議員。

○7番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。教育長の初答弁もありがとうございます。

町長の選挙ポスターは「明日を担う子ども達のために」という題目がありましたので、私はうれしく思っています。本町には県の教育研究所がございます。田原本町の教育行政が先進的と言われるような教育関係の一般質問をいたしました。

1の（1）に関して、現在の本町の状況は、まず住民の避難場所である学校の耐震工事終了後、お願いしたいと思います。暖房は灯油を使っている。冷房は特別教室のみ。子どもたちが快適に学習できるよう、また健康管理を守るためにもよろしくお願いしたい。

熱中症が懸念されております。よって、本町の今夏の熱中症は5小学校で何名ぐらいいたのか。ご返答よろしく申し上げます。

(2) に関しまして、我々少年補導員は、該当路は町内のゲームセンター1カ所になった。隣の檀原市の大きなゲームセンターに集まるようになりました。今夏は本当にコンビニ集約されるようになりました。我々が街頭補導に行ったらコンビニは非常に協力的です。コンビニの営業妨害にならないようにやってほしいと思います。

町内にも薬物依存者を抱える家庭があります。社会復帰させるためにも相当な努力をしている。本町の相談窓口はどこでよろしいですか。

教員も薬物などについて知っておく、また周知しておくことが大切だ。教育の研修の中に薬物に関する研修はあるか。教員や保護者を対象とした講演会はあるか。お答えお願いできますか。

(3) に関しまして、各診療科の専門医、医療に関する専門家を学校に派遣して、児童・生徒や教員に話をいただくことをする事業です。助産師・精神科医・婦人科医・臨床心理士・歯科医・内科医・看護師・鍼灸師といった方々が、小中学校を訪問、健康に関する種々の普及に努めている。事業仕分けで平成23年度末で廃止だと思われていますが、まだあと1年間あると思われています。子どもたちの幸せのために、教育に資するために残念です。

また、今夏の南小学校の集団アレルギーは、教育委員会としてどう対応されましたか。予算委員会で吉田議員が質問したときには、全く関知していないというような返答でございましたので、保護者に対してどう不安を払拭されましたか、お答えください。

(4) に関しまして、私は、今回の私の目玉と思っていたんですが、現在やっていないということで、この乳幼児から30歳代までの包括的な支援をしていく体制で、ニートなどと言われる就学も就業もしていない子ども・若者を支援するための国の地方自治体の役割を定めた法律で雇用の問題としていただくように、福祉の観点からもとらえられている。

進路未定の卒業、未卒業、特に10月調査で、就職内定率は高卒で38.7%、大卒で57.6%と最大の氷河期です。本町でも高校生以上は把握できないが、小中学校の児童・生徒のひきこもり、不登校の数がわかれば教えてください。

2番目の質問に関して、高齢化比率は非常に高くなりつつあります。隣の檀原市で集積場回収、個別回収、特定回収の3つの方法をやっております。12万4,0

00人の市と3万2,000人の町で、なぜできないのか。これからの年齢層を段階をよくよく検討課題としてください。返答は結構です。

よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） まず4点のうちの1点目、熱中症を発症した小中学生についてでございますが、各校から今年度はないというふうに報告を受けております。

それから薬物依存の相談窓口等につきましては、専門的な知識も要りようでございますので、関係機関と相談していきたいと思っております。ただ、議員おっしゃいますように、教師のほうも、なかなか知識のほうで豊かでないに対応できませんので、それは5年生・6年生でビデオを配布しております。また、ビデオを見せております。そのときに同時に校内で研修をしたり、または県教委主催の研修会に参加をしていただいております。保護者のほうには、「薬物濫用 ダメ。ゼッタイ。」というような、このようなリーフレット、パンフレットを配っております。

それから3点目、南小学校でのアレルギー等でございますけれども、これは該当児童に個別で対応してくれているように聞いております。

それから4点目につきまして、ひきこもりの児童・生徒数でございますけれども、本町の不登校の児童・生徒数は、10月31日までの調べでは、小学校では4名、中学校では10名という報告を受けております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、竹邑利文議員。

○5番（竹邑利文君） ありがとうございます。結構です。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「はい」と竹邑議員呼ぶ）

以上をもちまして、7番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。

続きまして、6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 再選を果たされました寺田町長に、社会の変化に対応して次の時代のために、次の世代につながる政策にお取り組みいただくよう期待をいたしております。

それでは議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問をいたし

ます。

帝国データバンクの調査によりますと、2010年上半期の倒産件数は5,989件で前年同期の7,023件を14.7%下回ったそうです。これは平成23年3月までの時限立法である中小企業金融円滑化法に基づく返済条件の緩和により、多くの企業が資金繰り・破たんを回避したことや、景気回復と政策効果もあり、建設、製造、卸売、不動産業の倒産の減少が目立つと帝国データバンクは分析をしています。

しかし、内閣府は次のように予測をしています。

「景気循環と企業倒産の関係を見ると、景気拡張期に入った直後は倒産が減少するものの、「景気の山」にたどり着く半年から1年前には総じて増加に転ずる傾向がある。そして、このタイミングで他の業種に先んじて倒産が増加に転じるのが、景気動向に敏感に反応する小売業、サービス業、運輸・通信業という特徴もある。2010年5月、6月の倒産状況を見ると、各業種で減少が続く中であって、小売業が唯一前年同月比で増加に転じました。こうした過去の経験則と、景気回復のペースが次第に減速しつつある現状から判断すれば、半年から1年後に倒産が増加に転じることもあり得るだろう。

建設業を中心に、製造、小売、サービスなど、小規模企業の今後の環境悪化が懸念される業界もある。政策効果の息切れ、デフレ、為替相場の変動、原材料高などが、さらなる収益悪化、倒産の反転増につながりかねず、早ければ年内、遅くとも年度内から日本経済は依然として厳しい環境下であり、企業金融についても年末越えの資金繰り対策が急務である上、企業金融の逼迫は雇用にも影響を与えることから、政策的対応が必要な局面が続いている。」

以上のような予測を内閣府はしております。

このような状況の中で、田原本町としては、中小企業の振興のための1つの施策として、中小企業資金融資制度の拡充を行い、融資限度枠を500万円から700万円に拡大、融資枠を1億5,000万円から平成22年度には2億円に拡大をし、貸付利率1.95%のうち0.975%は町が利子補給するなどの施策を実施しております。しかし、既に10月末現在で融資枠の残金が290万円あまりになるなど、制度の利用が盛んであり、融資枠や融資限度枠の引き上げなどを含めた、さら

なる積極的な施策が必要になってきています。

今日の経済情勢を見越して田原本町の中小企業を支援し、まちの活性化を図る上からも田原本町として今後どのような施策をとるのか、お示しいただきたいと思えます。

次に、老人福祉センターの事業を充実するために質問いたします。

田原本町老人福祉センターの指定管理者募集要項に、「老人福祉センターは、老人の文化、教養の向上と福祉の増進を図り、使用者に満足していただけることを目的とする施設」と明記されております。

高齢者が急激に増加する中で、この事業の重要性は増すばかりであります。

そこで先般実施されました平成23年4月1日からの3年間の指定管理者募集に関して5点質問をいたします。

1、今議会に議決を求められる指定管理者の決定に関して、応札状況等その経過と結果について報告いただきたいと思えます。

2、指定管理者の業務仕様書にある講座開催に関して、その設置目的である老人の文化、教養の向上のためにどのような講座を開催されるのか。

3、使用者の健康相談等に関して、保健師は田原本町で雇用するとなっておりますけれども、勤務条件及び職務内容を明らかにされたいと思えます。

4、備品について5台あるマッサージ器には故障しているものや、修理の必要なものも見られますが、どのように対応されるのか。

5、利用者が楽しみにしているカラオケ設備や広く普及しているDVDが利用できる機器など、備品の充実を町としてはどのように考えているのか。

老人クラブの方々にはバスで送迎をしてもらい、簡単な食事などをして、入浴したり、カラオケなどで時間を過ごすことを楽しみしておられます。また、ゲートボールの大会を開催するなどの健康の増進を図る事業を実施することによって、医療費の削減や介護予防にもつながるという一面も持ち合わせております。

今後も指定管理の実施による経費の縮減に伴いサービスの低下につながることをないように十分留意していただきたいと思えます。

次に、田原本町の学校教育を充実するために質問と提案を行います。

新しく田原本町教育長に片倉教育長がご就任いただきましたが、田原本町のすべ

での幼稚園・小学校・中学校の明日を担う子どもたちのための学校教育の振興と充実、また生涯学習や生涯スポーツを含めた幅広く田原本町の教育の最高責任者としてご活躍いただくことを期待いたしております。

その片倉教育長に来年度（平成23年度）に向け、予算編成及び人事異動の時期を控えて、学校教育の充実と振興のための方針について質問と提案をいたしたいと思っております。

最初に3月末教職員人事について質問いたします。

教職員の人事につきましても、保護者や地域の方々の関心が大変高いわけでありますけれども、田原本町の子どもたちの教育と教職員体制を充実するために平成23年3月末人事方針及び人的配置について田原本町教育委員会としてどのような方針で取り組まれるのか、町民の皆様にお示しをいただきたいと思っております。

次に具体的な内容についてお聞きをいたします。

残念なことに、全国的にいじめや子どもの自殺、不登校の増加、校内暴力、不審者への対応など、教育に不安を抱かせる事件が多く発生しております。さらに学力の低下への不安や、格差社会を反映した子どもの貧困が生じる中で、子どもたち一人ひとりに、より細やかな対応が求められております。

そこで昨年度から一部実施され、来年度小学校で完全実施されます新学習指導要領では、低学力の不安を受け、授業時間数を増加させております。

算数・数学や理科の授業を増やし、中学校の選択学習を廃止し、小・中学校の総合学習を削減し、英語学習を5年生・6年生に取り入れました。

しかし、週5日制のままで授業時間を増やすことによって、1日の授業時間が増え、小学校1年生で毎日5時間授業になります。高学年では週に4日の6時間授業になって、子どもたちの負担が増えるばかりであります。

文部科学省は、30年ぶりに学級編制基準の標準を引き下げる新教職員定数改善計画案を策定しました。これは2011年度から8年間で、公立小・中学校の1学級児童生徒数の上限を現行の40人から、30人から35人に段階的に引き下げる計画であります。しかしこの計画案の来年度実施分を「元気な日本復活特別枠」に計上したため、政策コンテストにより仕分けられ、その結果、事業の見直しを条件とするB判定となり、実施の見通しが厳しいものになっております。

このような情勢の中で、奈良県は少人数指導や少人数学級のための教員の配置などを行っております。

先般、教育委員会にお尋ねをしたところ、田原本町では教職員の定数に関する標準法による定数以外に、国・県・町から小学校で25名、中学校で11名、計36名にも及ぶ加配を配置いただき、さらに幼稚園には、町費で計12名の加配を配置していただいております。

このことは明日を担う子ども達のために、今後の重点施策を掲げておられる寺田町長の教育に対する姿勢を示すものとして、高く評価しているところであります。

ぜひ来年度も本年度同様あらゆる制度を活用し、一人でも多くの加配の先生を確保するとともに、さらに増員していただき、田原本町の子どもたちに行き届いた、きめ細やかな教育を実施していただきたいと考えます。

この点について、人事に臨む教育長のお答えをお示しいただきたいと思っております。

次に、少人数学級編制・30人学級の拡充について質問をいたします。

田原本町では本年度から町費で2名の教員を配置し、県の制度を活用して、町内全小学校の1年生の30人学級を実施していただいております。

奈良市では小学校1年生から3年生まで、生駒市では小学校1年生で、大淀町は小学校1・2年生で30人学級、3・4年生で35人学級、斑鳩町では小学校1年生から3年生に加えて、中学校1年生に30人以下の学級の教員配置をそれぞれの市や町が独自措置で実施しております。

田原本町でも、ぜひ来年度も少人数学級編制・30人学級を実施していただき、さらに多くの学年や中学校にも拡充していただきたいと思っております。

この点について教育長の方針をお聞きしたいと思っております。

ご存じのように、保健室には、けがと病気にかかわらず、心の悩みを抱えての保健室登校も増えるなど、さまざまな理由で子どもたちがやっけてまいります。子どもの一人ひとりに丁寧な対応が必要です。そのためには養護教諭の複数配置が必要であります。

差し当たって700名の児童数を超える田原本小学校に養護教諭の複数配置をぜひお取り組みいただき、実現していただきたいと思っております。

以上、3月末教職員人事に向けての教育委員会の方針、加配の確保と増員、少人

数学級編制・30人学級の拡充、養護教諭の複数配置についての教育長の方針をお示しいただきたいと思います。

次に、清掃工場建設について質問いたします。

平成27年9月30日の地元自治会との協定期限を控え、寺田町長は「御所市との広域連携を図るごみ焼却施設の整備」を2期目の重点施策に挙げておられます。

これまで検討してこられた方法として、独自での建設や民間委託ではなく、なぜ御所市との広域建設を推進することを選ばれたのか。その理由を町民の皆様に明らかにしていただきたいと思います。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 6番、西川議員のご質問の4番目、清掃工場建設についてのご質問にお答えをいたします。

「独自での建設や民間委託ではなく、なぜ御所市と広域建設を推進することを選ばれたのか」とのご質問でございますが、これまで清掃工場建設検討特別委員会におきまして協議を重ねていただき、平成20年第3回定例会では、「単独建設」「広域建設」「民間委託」「近隣市町村委託」など、具体的な建設費及び処理経費の比較検討を行い、ごみ1トン当たりの処理経費として一番安価な「補助対象による広域建設」2万5,900円から一番高価な「単独建設」で4万5,300円であったこと。

平成21年第1回定例会では、これらの選択肢の中から、一番安価であり、地元同意が得られる見通しから、広域建設を第一義として検討を進めることを委員長報告していただいております。

なお、前回の第3回定例会では、広域建設の前提の1つである地元同意が得られたことから御所市との広域を目指すことを表明し、そこに至った経緯・理由を含め報告させていただいたところでございます。

広域化を目指す大きな要因といたしましては、対象事業費の3分の1が国の補助対象となることであり、さらに起債に係る交付税算入が2分の1と非常に有利になることが挙げられます。また、平成23年には京奈和自動車道御所インターの開通

が見込まれており、搬送に要する時間の短縮が図れることも要因の1つでございます。

費用の面を具体的に見ますと、単独建設と比較して、建設費では約35億円、ごみ処理経費等では、25年間で約18億円、合計53億円の経費縮減になるものと試算しております。

このように広域化で行うことにより、国の交付金の対象となることはもちろんのこと、施設の集約化により建設費や維持管理費の負担軽減が図られ、周辺環境及び地球環境の保全に配慮した施設を目指せることから、田原本町・御所市一部事務組合の設立に向けて現在協議を進めているところでございます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 第3番目、田原本町の学校教育の充実のためにのご質問にお答えいたします。

まず第1点目、3月末教職員人事についてのご質問でございますが、これにつきましては、奈良県教育委員会が定めております「平成23年4月 教職員人事異動方針」に基づいて行ってまいります。

基本方針は「教育に対する県民の期待と要望にこたえ、学校教育の一層の進展を期するため人事行政の秩序を保ち公正にして適切な人事異動を行う。」とし、次の3点を掲げています。

1点目、各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、全県的立場にたって適材を適所に配置する。

2点目、教職員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るため、同一校長長期勤務者の解消に努める。

3点目、児童・生徒の指導の充実強化を目指し教員の特性、経験を生かす異動に努める。

田原本町教育委員会といたしましても、この方針を重く受け止め、「教育の充実と活性化」を基本として人事行政に努めているところであります。とりわけ本町教育の「積極的な質の向上」を意図した教員の人事異動を図ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目の加配教員の確保と増員をとのご質問でございますが、議員ご指摘のように、学校現場に起こるさまざまな生徒指導上の問題に対して、教育委員会といたしましても大変危惧しているところでございます。

特に、全国的な子どものいじめや自殺の問題、暴力行為や不登校等々、憂慮できない状況が続いております。また、格差社会の中で、子どもたちの体験格差・学力格差、さらには感情の格差まで問題になってきております。

これらの問題の早期解決を考えたとき、学校におけるより一層きめ細やかな教育が重要になってまいります。子どもたちの学校生活において、豊かな体験を重視し、よりよい人間関係を構築できる力を高めていくためにも、教員の質の向上と加配教員の確保が不可欠です。本町におきましては、先ほど議員からもありましたように、国費・県費・町費の加配教員を可能な限り学校現場に配置できるように努力しております。

次年度におきましても、学校教育の充実を図り、子ども一人ひとりに行き届いた、きめ細やかな教育を実施するために、最大限の加配教員の確保を図ってまいりたいと思っております。

次に、第3点目、少人数学級編制30人学級の拡充をとのご質問でございますが、本町におきましては、今年度から町費2名の教員を配置し、県の制度を活用しながら小学1年生の30人学級を実施しております。幼稚園から小学校へのスムーズな接続を考え、少人数によるきめ細やかな教育を展開することで、子どもたちが安心して、落ち着いた学校生活を過ごせるようにしております。

子どもたちの学校生活の基盤である学級は、学習意欲や学習効果、生徒指導や人間関係の構築を考えた上で適切な人数編制をしていく必要があります。文部科学省は30年ぶりに40人学級を見直し、段階的な少人数学級の実現を柱とする新教職員定数改善計画を次年度から8年計画で進めていく予定です。

本町におきましては、このような国の動向や県の教員配置を見ながら、適切な人数の学級編制を行い、子どもたち一人ひとりに応じた、きめ細かで質の高い学習指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、第4点目、養護教員の複数配置をとのご質問でございますが、議員ご指摘のように、保健室は今、けが・病気だけではなく、心の悩みの相談等にも対応でき

る教室として大変忙しい中で機能しております。養護教諭の定数は、養護教諭配置基準に則り、義務標準法による学級数に基づいて定められており、複数配置は小学校851名以上、中学校は801名以上の児童・生徒が在籍する学校とされております。

本町の学校規模においては複数配置が不可能なため、学校が一体となって協力体制を敷いております。また、大学生のインターンシップや、教員志望でディア・ティーチャープログラムに参加している学生の教育実習を受け入れることで、思春期の子どもたちのメンタルサポートを図っているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） ご質問の第1点目、中小企業の振興のためにさらなる支援をにつきましてお答えいたします。

本町の中小企業資金融資制度は、町内中小企業の金融の円滑化を図るため、事業資金の融資斡旋を行い、中小企業の振興・発展に資することを目的に、平成9年度より実施しており、多数の方が利用されております。

また、平成22年度より融資総額を1億5,000万円から2億円に増額を図り、さらに1口当たり融資限度額も500万円から700万円に拡大し、あわせて借り換え融資も可能としたことで、従来より充実した内容となっております。

なお、本年度におきましても実績で12月1日現在、融資件数が38件の融資総額1億9,710万円で融資残額は290万円余りとなっており、多数の方が利用されております。

一方では、本町以外の公的融資といたしまして、奈良県中小企業融資並びに商工会の融資や、その他の融資制度もあわせてご利用されているのが現状でございます。

このようなことから、今後におきましては総合的に判断し検討したいと考えております。

次に、「まちの活性化を図る上からも田原本町として今後どのような施策をとるのか」とのご質問でございますが、これまでの定例会において一般質問等でも答弁してまいりましたが、京奈和自動車道と主要地方道桜井田原本王寺線が交差する

(仮称) 田原本インターチェンジ周辺約26.8ヘクタールを準工業地域として、来年5月に市街化区域編入する予定で作業を進めております。

このエリアを新都市機能地区として、田原本町の活性化と雇用の創出の拠点としたいと考えております。市街化区域編入の時期にあわせまして、企業誘致に関する条例の施行を目指しております。この条例では、企業立地の促進、雇用の促進、さらには環境の保全のための奨励内容を盛り込みたいと考えているところでございます。

また、このエリアは民有地であるため、個々の所有者が土地の売買を行い、それぞれ開発を行いますと非効率で計画的な土地利用が図れなくなるおそれがあります。このため土地所有者の売買等に関する意向を調査し、土地利用上の問題点等を整理し、データベースとして作成することを考えております。

それらを踏まえた企業誘致のプランを検討し、計画的かつ効率的な土地利用の推進を図ることを検討しております。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

(住民福祉部長 松田 明君 登壇)

○住民福祉部長（松田 明君） ご質問にお答えいたしたいと思っております。

第2番目の老人福祉センターの事業の充実をの第1点目、「今議会に承認を求められる指定管理者の決定に関して、応札状況等その経過と結果について」のご質問でございますが、公募の結果、2社の応募があり、町指定管理者選定審査会において、書類審査及び面接審査、いわゆるプレゼンテーションを行った結果、運営に対する考え方の整合が図られ、安定的な運営が期待できることから阪神管理サービス株式会社を指定管理者候補者として、今議会に上程いたしましたものでございます。

第2点目の「指定管理者の業務仕様書にある講座開催に関して、その設置目的である老人の文化、教養の向上のためにどのような講座を開催しているか」とのご質問でございますが、現在、高齢者の生きがいと健康づくりの推進事業として「ちぎり絵教室」「陶芸教室」「老人体操教室」「茶道教室」及び「音楽教室」を開催しております。

第3点目の「使用者の健康相談等に関して保健師は田原本町で雇用されるが勤務

条件及び職務内容を明らかにされたい」とのご質問でございますが、老人福祉センターにおける健康相談・健康教育につきましては、老人クラブ会員等に対し、保健師、地域包括支援センター職員等による介護予防への理解を得るよう普及啓発を行い、平成20年度まで保健師を本町で雇い上げ実施いたしておりましたが、指定管理者との協議により、平成21年度からは指定管理者において保健師等を雇い上げて実施しております。

第4点目の「備品について5台あるマッサージ器には故障しているものや修理の必要なものも見られるが、どのように対応するのか」とのご質問でございますが、とりわけマッサージ器につきましては、故障しているもの、また修理の必要なものは指定管理者において順次修理し、買い換えが必要なものは買い換えを行ってまいります。

第5点目の「利用者が楽しみにしているカラオケ設備や広く普及しているDVDが利用できる機器等備品の充実は町としてどのように考えているのか」とのご質問でございますが、現在ビデオ鑑賞などにおきましては、ビデオデッキ及びビデオテープにより運用しておりますが、今後ビデオテープも販売されていないことから、指定管理者とも協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 答弁ありがとうございます。私の質問についてご答弁をいただきましたが、個々の問題につきましては時間の関係等もございますので、機会を見て今後質問していきたいと思っております。

先ほど学校教育の充実と振興のための方針について、3月末の人事に関して教育長のお考えをお示しいただきましたが、再度この点について質問したいと思っております。

私はこれまで教職員の人事について議会で私の意見を申し上げてまいりました。片倉教育長にその意見を申し上げ、教育長としての方針をお聞きしたいと思っております。

田原本町の学校教育において、田原本町の教育の質を高めたいと意欲のある地域の方々や保護者とともに、地域や保護者の期待に沿った学校をつくるのが、今非常に求められております。

また、今日の教育改革を推進し、現在の学校評議員制度を定着させ、今後学校運

営協議会を設置して、地域運営学校やコミュニティスクールをつくり上げることも今後の方向として求められております。そのためには、地域の実情を理解し、地域に根差した教職員が、地域の方々や保護者とともにつくる学校に向けた人事を計画的に行うべきであると私は考えます。

ある中学生を持つお母さんが、私にこのようなことをおっしゃいました。「最近、学校へ行っても知らん先生が増えて、学校へ行きにくい。上の子を教えてもらった先生が下の子が入学したときには、もうおられなくて。知っている先生がいると子どもことで相談もしやすいんやけど……」と、しみじみ話をされました。

また、私が調べたところ、町内小・中学校の校長先生7名のうち、田原本町で以前に教壇に立ち、子どもたちの教育活動に携わった人はお一人のようであります。

学校の校長室に行きますと、歴代の校長先生の写真が掲げてあります。自分の教えていただいた校長先生の写真が飾ってあると親しみを感じます。しかし最近、存じ上げない校長先生の写真が増えたように思います。かつて自分や子どもが教えていただいた先生がおられると、保護者にとって安心ができます。地域にとっても学校が身近に感じられます。学校と保護者、地域の関係がどのような状況であるかによって、教育的効果を左右することがあります。

また今日、学校も企業と同様に、いかに優秀な人、すなわち教職員を確保し、いかに養成するかによって、その学校力が決まると言っても過言ではありません。田原本町の教育を充実し、効果のあるものにするために、子どもたちに向かい合い、教育活動に情熱を傾ける質の高い教職員を一人でも多く確保することが大切であります。そして教育委員会としても、そのように頑張っている教職員を正しく評価し、その方々のやる気の出る、その力量を十分発揮できる人事を行うなど、人事面でも大切にしていきたいと考えます。また、将来管理職として学校経営にその力を発揮することを望む先生には、管理職任用のために、他郡市を経験するなど条件を整えて、また田原本町に帰ってきていただき、田原本町の教育の充実のためにご活躍をいただきたいと思っております。

このように田原本町にお勤めいただき、地域の実情を理解し、地域に根差して頑張っている教職員の方々と、地域の教育の質を高めたいと意欲のある地域の方々や保護者が一緒になって、地域や保護者の期待に沿った学校をつくるため

の人事を計画的に行うべきであると私は考えます。

現在の団塊の世代の教職員の大量退職を迎え、田原本町の教育をさらに充実し、質の低下を招くことのないように、将来的にとっても、ここ三、四年で大きく人事構成が変わりますけれども、学校力の低下を招くことのないように、将来を見通した人事構想が早急に求められます。そのために関係法規の改正により、従来より強化されました校長の具申権の尊重や、地教委の内申権を積極的に活用いただき、田原本町の子どもの教育を充実するという確固たる教育理念をもって、教育行政を行うために県教育委員会に対して、人事についてイエス・ノーを行使をいただきたいと考えます。

人事は相手のあることでもあり、難しいことは多くあると思いますけれども、教育委員会の姿勢は人事に表れると言われております。一人でも多く質の高い教職員や管理職を確保し、田原本町の教育を充実・推進するために、人事についてはイエス・ノーを行使していただき、最強の教師集団を田原本町におつくりいただきたいと希望いたします。

また、これまでの本町の教職員人事を見たときに、例えば1つの学校の校長・教頭が、同時に2人とも転勤され、新しく校長・教頭の2人とも他郡市から転任して来られました。さらにその学校の学校事務職員も入れ替わるといった人事がありました。

いろいろ事情があったと推察いたしますけれども、教育現場から見たとき、学校運営や学校運営上、混乱と地域や保護者の不信を招くのではないかと危惧いたします。

本年度初めての人事を行われる片倉教育長に、田原本町の教育を充実・推進するために、以上申し上げました私の意見について、どのようにお考えになるのかお尋ねをしたいと思えます。

清掃工場の問題につきましては、先般二度にわたり全員協議会が開催され、当面の課題について審議をされました。今後具体的な内容については特別委員会などで論議されると思います。そしてさらに今後一部事務組合の設立のための議会の議決が求められます。その際に、より具体的に町長から説明と提案をいただけると考えますので、その内容を今後検討したいと考えますので再質問は控えさせていただきます。

ます。

先ほどの私の質問に対する教育長の答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 議員お述べになりました人事方針については、私も同感でございます。

子どもは地域で育つのはもちろんでございますけれども、先生方も地域で育っていただいて、また育っていただいた方は、また他都市へ行っていただくこともありましても、また管理職として、または教員としてお戻りいただきたいというふうに思っております。ただ、状況としましては、各校過員の状況が本年度も続きます。大変難しい状況がありますけれども、最大限努力してまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

9月にご就任いただいた片倉教育長にとっては、就任いただいたすぐの人事でありますので、この田原本町の子どもたちのために、大変厳しい状況もあろうかと思ひますが、ご奮闘をお願ひしたいと思ひます。

田原本町の子どもの教育を充実するために、再度2点、私の意見を述べ、教育長のお考えをお示しいただきたいと思ひます。

田原本町ではご存じのように、平成22年度に県の制度を活用するとともに、町費で2名の教師を小学校に配置し、町内全小学校の1年生が速やかに小学校生活になじみ、きめ細やかな教育を実施するために30人を目安とした少人数学級を実施していただきました。このことは先ほども申し上げましたが、寺田町長の教育に対する姿勢を示すものであると評価しております。先ほどの答弁もありますが、財政の厳しい状況でもありますが、今後もぜひとも前向きに実施をしていただきたいと思います。

この少人数学級・30人学級につきまして、きめ細やかな指導ができ、一人ひとりの子どもが目に行き届き、教育効果も大きいと評価されております。しかし、現実に教育現場を見たとき、いろいろなケースが見られます。

小学校1年生に入学してくる子どもたちの状況を幼稚園や保育所との情報交換、

また体験入学での観察、保護者の状況などを総合的に分析することにより、1年生が入学後に生活指導や学習指導などで、スムーズに学校生活が送れそうであり、それよりも1年生以外のほかの学年で少人数指導や少人数学級を実施したほうが、学校としては教育的に効果があると判断できる場合もあります。このような場合、町費の教員などを活用して1年生にこだわらず、ほかの学年で少人数指導や少人数学級、または抽出促進にするのか、TTにするのか、その活用方法は、その学校の教育に責任を持つべき学校長の判断に任せるべきだと考えます。この私の提案について教育長のお考えをお示しいただきたいと思います。

もう1点、お聞きをいたします。

少人数学級編成で30人を目安にしておりますけれども、例えば30人以下の学級であっても、生活指導や学習指導で課題を持った子どもたちが多く在籍し、効果的な教育活動が困難である学級、あるいは学校のある場合も考えられます。その場合、30人以下であるといった数にこだわらず、学校の子どもの生活指導や学習指導の状況を考慮して、教育活動をより効果的に行うために、学級が30人以下の学級、あるいは学校であっても、町費の教師などを配置すべきであると考えます。

以上、私の2点の意見を述べましたが、以上の私の考えについて教育長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） まず1点目につきましては、議員がおっしゃいますように、学校長が学級編制の権限を持っております。ただ、昨年と比べましてヒアリングの回数、校長先生にももちろんお任せするんですけれども、私どもとヒアリングの回数を数回増やしまして、学校と十分連携して、ともに考えていきたいというふうに思っております。

2点目の30人学級以下、またそれ以外の1年生以外ということになるんですけれども、現状人員の確保につきましては、1年生を幼稚園からのスムーズな接続ということで、まずは1年生というふうに考えております。そのことにつきましても県費、それから国費ですね、それから町費も、こう重ね合わせて考えてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、10番、植田昌孝議員。

（10番 植田昌孝君 登壇）

○10番（植田昌孝君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは2期目当選されました寺田町長、おめでとうございます。無投票であったということは言い換えますと完全勝利になるということではないかと思えます。ほかに候補者がいなかったということは、それだけ町長に対する期待も大きいわけであると思えますし、出陣式のごあいさつでも2期目については今までと違って具体的に行動しなければならないし、そういう意味においても責任の重さは大変重いともおっしゃっておられました。

そのようなことを前提に質問させていただきますが、今回の選挙公約をどのように考えておられるのかということでございます。

民主政治の根本は、民意を反映するということが大前提であることは申すまでもありませんが、その民意の反映の選択肢の一つとして公約があり、手段として選挙があるわけです。したがって、町長の公約というものは最も重要視されなければならない問題であると思えます。

平成19年4月8日の統一地方選挙から、首長選挙において告示後のビラの配布が可能になっています。これまでの地方選挙では、告示後に選挙運動として配布できるのは葉書だけでありましたが、これにビラが追加されました。これはマニフェストとして使用できるもので、過去においては国政選挙のみ認められていました。

法律の中にマニフェスト・ローカルマニフェストの規定があるわけではありませんが、この公職選挙法の改正の目的は「政策によって候補者を選択する」という本来の選挙の姿を見直す上において大変重要なことだと思えます。

今回の町長選挙における今後の重点施策において掲げられました公約の実現に向けての決意があればお聞かせをいただきたいと思います。

続きまして2点目であります。国保病院についてお伺いをいたしたいと思えます。

ご承知のように、国保中央病院は、平成3年11月に田原本町、三宅町、川西町及び広陵町の4町により一部事務組合として組合を設立し、平成5年4月に200

床の救急告示病院として開設されたのであります。その後、平成17年5月には、緩和ケア病棟20床の「飛鳥」もオープンされました。人工透析室も当初の11床から現在は21床に増設され、今日まで幾多の変遷を経ながら、地域住民の皆さんの健康保持と増進に寄与する東和医療圏の中核病院として重要な役割を果たしてきているのでございます。

本年9月26日の新聞に報道されました病院経営に関する「民間803業者調査」によりますと、年間総収入が30億円以上ある全国の民間病院事業者で、平成20年度までの3年間の最終損益が判明した法人のうち、3期連続で黒字を確保した法人が5割余りある一方、3期連続で赤字に陥った法人も1割あったことがわかり、赤字法人はすべて中堅事業者で、診療報酬の引き下げや特定の大病院“ブランド化”が進んだ中、民間病院の経営で二極化が顕著となっている実態が明らかになったと報じられています。

一方、全国に144ある国立病院は、平成20年度、約7割が黒字を確保しているのに対し、地方自治体が経営する公立病院は逆に約7割が赤字となっていることも明らかになったということでもあります。

厚生労働省の統計によりますと、平成2年に1万を超えていた全国の病院数は、平成22年3月末時点で約8,700施設に減少し、その大きな要因となったのが、平成12年度以降、10年連続で計7%も引き下げられた診療報酬の改定と言われておりますが、そのほか公立病院においても、医師不足から診療科が減り、結果的に住民が地域内で必要な診療を受けられなかったり、選択肢が狭まったりするケースも出ていると指摘をされているのであります。

このような状況の中で、平成19年12月に総務省から「公立病院改革ガイドライン」が公表され、全国すべての公立病院が「公立病院改革プラン」を平成20年度内に策定することを義務付けされたのであります。

近年、医療費抑制策という大きな流れの中で、医療機関を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、特に公立病院においては、医師不足による休診や診療科の減少の廃止など、厳しい状況が考えられますが、公立病院の赤字経営が自治体の財政負担にもなっており、ガイドラインの公表はこうした背景により、公立病院が地域において果たすべき役割を明確にするとともに、適切な財政負担のもと、経営の健

全化を図るための改革プランとして策定することが求められたものと考えられるのであります。

そこで、まず第1点目にお尋ねをいたしますが、先に申しあげました民間事業者の調査が行われた調査期間と同じく、国保中央病院における平成18年度から平成20年度までの3年間の損益について年度ごとの状況をお伺いいたします。

第2点目は、国保中央病院においても総務省からのガイドラインに沿って改革プランを策定されていますが、プランの計画期間とプラン策定後に改革プランに基づいて実施された点検・評価について現時点での主な成果をお伺いいたします。

第3点目は、4町による組合立病院であるにもかかわらず、そのことをご存じない職員も多いと仄聞していますが、職員がそのような状況ですから、住民の皆さんが4町の病院であることを知らない人が多いというのは当然かもしれません。病院開設時には職員はもとより住民の皆さんも、それなりに理解をされていたと思いますが、20年近くもたった今、その意識も薄れてきているのではと危惧しています。

その要因の1つに、町の事務分掌に国保中央病院に関する規定がなく、担当部署が明確になっていないこと。そのため住民への啓発も、町としては全く行われていないし、医師会など関係機関への協力要請や調整が町として行われていないことにもつながっているのではないのでしょうか。

4町からは多額の交付金が交付されているのでありますから、町として病院の経営に町長や副町長だけではなく、職員全体がもっと関心を持つ必要があり、万が一病院が負債を負って廃院にでもなれば、町は大きな打撃を受けることにもなるわけですので、今後町として住民の皆さんへのPRも含めてどのように対応されようとお考えなのかをお伺いいたします。

第4点目ではありますが、住民の皆さんがより一層国保中央病院を利用していただけるように、特に高齢者への配慮が重要と考えられますので、現在試行運行されている「ももたろう号」のコースに病院行きも考慮されてはと考えています。

そのためには現行の田原本駅から病院までのバス路線との調整も必要となってきますが、どのようにすれば住民の皆さんが国保中央病院を利用しやすくなるかなど、よりベターな方法についてご検討していただきたいと思っています。

なお、この件についてはご答弁は結構ですので、提案ということにさせていただきます。

きたいと思います。

続きまして、3番目の質問です。田原本町の入札制度についてお伺いをいたします。

現在、国（国土交通省、農林水産省）等では、「総合評価方式」と呼ばれる方式で、評価値の一番高い業者が落札されているようであります。評価値は技術評価点を入札金額で割ったもので、技術評価点は満点が160点であります。技術評価点は施工能力等で20点、これは過去3年間の元請けとし、施工した国土交通省発注の工事評価点の平均点による加算点で、それに配置技術者の能力、これは表彰などによる加算点、また同種工事を管理技術者として施工した場合の加算点、所定の継続教育の加算点であります。また、地域性をも加算するという事で5点与えられています。これは災害協定や地域内工事の有無、ボランティア活動による表彰の有無などであります。そして簡易な施工計画として10点与えられていますが、これは課題に対する提案や工夫に対する加算点であります。そして調査基準価格以上であれば30点が与えられます。しかし、調査基準価格以下であれば、各種資料とヒアリングがあります。満足できる資料の提出は困難で、実際には調査基準価格以下であれば受注は不可能のようであります。最後に入札参加者には基礎点として100点が与えられています。

以上の合計点が160点になり技術評価点となります。

総合評価方式には、工事の難易度、金額により、いくつかの種類がありますが、奈良県内ではA1業者がランクされる国土交通省Cランクで実施されています「施工体制確認型総合評価落札方式」であります。また、入札前には予定価格及び調査基準価格は公表されていません。

一方、奈良県の入札方式は総合評価方式を採用していますが、国との相違点があります。

まず、第1点目には、入札前に予定価格と調査基準価格が発表されています。

第2点目には、施工体制確認型ではありません。

第3点目には、配点が企業の施工能力10点、施工計画12点、基礎点100点の合計122点満点であります。なお、調査基準価格以下の場合は、国とほぼ同じで、まず受注は不可能のようであります。

また、調査基準価格についてであります。数度の変更がありましたが、現在は平成21年4月3日付けでの基準で運用されています。算出は直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費70%及び一般管理費30%を合計したものであります。

この調査基準価格は、過去の入札の経過の中での調査で、品質が保証され、下請け業者に不当なダンピングを強要しない適正な価格の下限値として設定されたものであります。

さて現在の田原本町の工事発注の状況は、まず第1番目に、指名競争入札であること。

第2番目に、町のAランクの入札物件の指名業者に田原本町内に本社を持たない業者（ゼネコン等）が入っている。

第3番目に、舗装工事や建築工事では、ゼネコンのほかに、他市町村に本社を置く会社が指名されている。

第4番目に、予定価格及び調査基準価格が事前に公表されていること。

第5番目に、くじ方式で業者が決められていること。そのくじにより、0.940から0.969の掛け率を決め、この率を予定価格と調査基準価格に掛け、その2つの金額間で最低金額の会社が受注しているということでもあります。

第6番目に、そのくじの方式によって受注金額は国の定めている調査基準価格、田原本町では最低制限価格と言っておりますが、それより下の金額で受注しています。

ちなみに調査基準価格は、概ね予定価格の82%になりますが、田原本町では掛け率があるため、受注金額は予定価格の77%～79%となっているようです。

第7番目には、指名を受けたときに1件ごとに1人、別々の現場代理人を立てなければならないことになっています。

そこで質問に入ります。まず1番目に、ゼネコンや他市町村に本社がある会社をなぜ指名しているのかということでもあります。

公共工事が減少している中、雇用や税収などの面で町内業者の受注機会を減少する機会をなぜとっているのか。調査基準価格以下で受注せざるを得ないくじ方式に指名数にこだわり、ゼネコンや他市町村の業者を入れる意味や、また利点があるの

かと思えます。

他市町村では雇用、産業振興面により市内業者に受注機会を与えるためにさまざまな工夫をされています。少数の指名業者での入札を実施しているところ、市内に本社がある会社、経営事項審査の点数の条件等の条件制限を付した一般競争入札等の方法を実施しているところ等があり、他市町村の業者が参加できないのが現状であります。また他市町村は大きな工事でもゼネコンを入れずに地元業者のJV「建設工事共同企業体（ジョイント・ベンチャー）」で入札されているのに、田原本町は町の利益を無視してまでゼネコンや他市町村の業者に受注機会を与える必要があるのか。今後、他市町村同様に条件付一般競争入札を導入してはどうかということでもあります。

2番目に、くじ方式の変更であります。現在田原本町が採用しているくじ方式によれば、国が定めている調査基準価格を下回った金額でしか受注できないということでもあります。

これは国の基準を無視したものであり、町がダンピングを強制しているにとられてもしょうがないと思えます。国の基準を無視して運用しなければならない正当な理由がないと思えます。これについては奈良県も行っていません。

もし、掛け率方式を継続するならば、最低の掛け率でも調査基準価格を下回らないように最低制限基準価格を設定すべきであると思えます。ぜひ正当な競争をして調査基準価格以上で落札される方法を工夫していただきたいと思えます。

3番目には、入札参加申請時の現場代理人届出についてであります。

現在は指名を受けた時点で、各工事について配置予定の現場代理人、田原本町の場合は、監理技術者を兼ねているということで、として1名の指名を届けることになっていますが、1名ではなく、複数名を届けてもよいようにできないかということです。

その理由といたしましては、現場代理人として届ける以上、その任を果たせる職員としなければなりません。

そうであれば、その職員は少なくとも2級資格を持っている職員、あるいは1級資格を持っている職員を届けなければならないということになります。

現在、町以外の国関係や県においても配置予定技術者（管理技術者・主任技術者）

を記名して入札参加資格の確認を受けなければなりません。公告から業者決定まで1.5カ月程度かかるため、入札工事が業者によっては十数件が重複することになり、1人に限定して現場代理人を届けるのは職員の有効利用上、融通性に欠けることになり、複数名届け出してもよいように変更して、フレキシブルな運用ができるようにならないかということでもあります。

最後に4番目ではありますが、町と町内業者の関係の現状は、町は建設業者は町が発注する工事を請け負っているだけ、また町から利益を得ているだけの業者としか見ていないと思われます。建設業は単に町からの利益を得ている寄生虫のような存在ではなく、町の立派な産業の一翼を担っていると思います。また町内だけでなく、県内全域をエリアとして活動している企業、またそれを目指している企業があるということも認識しておく必要があると思います。

また、建設業は雇用の面だけでなく、その性質上、地元密着型的な面が大きい産業で、地元住民に感謝するとともに、インフラ整備にかかわっているとの自負をもって施工に当たるとともに、町にもっと協力できないだろうかと考えている業者もあります。

昨今の異常気象は田原本町にとっても他人事ではないはずであり、その場合には必要となる緊急出動の協定（災害防止協定）も締結しておく必要があると思います。また国土交通省の経営事項審査の審査基準の改正において、社会性等の評価事項の追加項目の中に地域防災への備えの観点から、災害時に使用される代表的な建設機械の所有台数にも加点評価されるようになってきています。

これはまさに日本各地で起きている災害について危機感をもっている証と言わざるを得ないと思います。

また、町民のニーズに応えるためにオープンな協議、オープンな協力関係を構築し、業者の持っている力やノウハウをぜひ活用すべきであると考えますが、町行政のお考えをお示してください。

続きまして、監査体制について質問させていただきます。

昨年度から町職員による窃盗など不祥事が続いていましたが、私は昨年度から議会選出の監査委員をさせていただいており、この問題については、私自身にも責任の一端があるのではと考えております。

現在の監査は財務監査を中心とした監査であり、また、監査委員事務局の体制そのものがその役割を十分果たしていないのではないかと考えております。このような問題意識から、大きくは監査機能の向上を主眼として監査委員事務局職員の人材確保、監査技術の向上、研修体制等について、定期監査における一定の分野（特に公営企業等）における専門性を確保すること。また、より具体的な監査手法など専門的な監査の知見を単に得るだけでなく、職員がその手法を学び、技術を向上させることを目的として、「公認会計士の任期付採用」をしてはどうかと考えています。

このことは昨年7月4日の毎日新聞で、千葉県船橋市で「公認会計士、常勤職員に」と題して掲載されていまして少し紹介したいと思います。

「船橋市は監査体制を強化するため、公認会計士を市監査委員事務局の常勤職員として募集する。県や千葉市で不正経理問題が発覚する中、財務調査のスペシャリストを投入して監査業務の実務を実質的にこなす事務局職員の専門性を高めることで職員の不正行為を抑止するのがねらい。公認会計士を事務局職員に採用しているのは京都市や横浜市など複数で県内では初めてである。監査には財務に関する事務の適正執行を各部単位で実施する定期監査、施工中の工事監査、市が出資する財政援助団体監査などがある。市OBや市議ら4人の監査委員の指示を受け、事務局職員は法律に基づき適正に支出されているか、チェック体制が整っているかなどを調査している。しかし、自治体への新公会計制度導入などで事務量が增大する一方、定期異動で短期間に職員が入れ替わる弊害も指摘されている。事務局は現在12名で3班に分かれて調査しているが、今回の採用に当たっては定数を増やさず、公認会計士は実務を仕切る班長として手腕を発揮してもらい、同時に、他職員の監査技術もレベルアップを期待している。採用は1人で期間は3年間。年収は10年程度の実務経験者で約660万円」と載っていました。

この提言をされたのは船橋市の日色健人市議で、先月、毎日新聞社と早稲田大学マニフェスト研究所が共同開催で公益法人日本青年会議所の協力で行われましたマニフェスト大賞の地方議会部門、優秀政策提言賞をとられた方で、メッセージではこの提言から1年後の今年7月に公認会計士を募集し、この10月から勤務が開始されたそうです。

彼は、「ここに至るまでには、大手監査法人の担当者や自治体で実際に勤務され

ている会計士の方と面接を行い、情報収集など若干の協力をさせていただいたものの、何よりも果敢に行動を起こされた代表監査委員以下、監査委員事務局の皆さんに敬意を表したい」と言っておられました。

今回の質問は、私自身が議会選出の監査委員を昨年から引き続きさせていただいているからこそ質問ができるわけで、ほかの議員がされていたなら難しいことだったと思いますので、あえて質問させていただきました。

また、通常裏方として監査業務が自治体の運営にとって地方分権、地域主権の流れの中、大変重要な位置を占めているという認識を持っていただきたいと思いますので、あえて質問させていただきました。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） ご質問の選挙公約の実現に向けての決意についてご答弁をさせていただきます。

昨日の定例会開会のあいさつでも申し上げましたが、このたび議員各位を始め、町民皆様のご信任を賜り、引き続き田原本町政を担わせていただくことになりました。

4年前に町長に就任し、田原本町の未来への舵取りを任せられ、常に町の主役である「今を生きる田原本町民」の皆様とともに、「明日を担う田原本町の子ども達」のためのまちづくりを目指して、全身全霊で着実な町政運営に取り組んでまいりました。議員各位、職員の皆様方の協力を得まして、順調に町政運営を行えましたことは、町民皆様の温かいご理解とご協力の賜物であったと感謝をしているところでございます。

この結果、町長就任当初に引き継ぎました、田原本駅前広場整備や唐古・鍵遺跡の史跡公園整備などの課題には一定の道筋がつき、また、「このまちに住んで良かった」と実感できるまちづくりのため、道路・下水道等の生活基盤整備を始め、子育て、高齢者福祉、教育環境の充実、産業振興などの諸施策を進めてまいりましたが、まだ道半ばのものもございます。

地方分権の推進、少子高齢化、住民意識・生活様式の多様化など、取り巻く環境

が大きく変化している中、多彩な住民要望と、時代の要請に的確に応じた行財政活動を行うためには、行政のあり方・役割分担を考え、自立する財政基盤の確立を図るとともに、簡素で効率的な持続可能な行政運営に継続して取り組む必要があります。

現下の社会経済情勢において、町行財政を取り巻く環境は厳しいものがありますが、子育て支援体制の確立、唐古・鍵遺跡公園の整備推進、地域公共交通総合連携計画の推進、田原本駅前再開発の推進、広域建設によるごみ焼却施設の整備、土地利用促進・企業誘致などの諸事業を進めることにより、住民の安全・安心な暮らしを確保し、「このまちに住んで良かった」と、だれもが実感し、「共に幸せが感じられるまちづくり」の実現に向け、強い使命感のもと、職員ともども全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今後も議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

（副町長 森口 淳君 登壇）

○副町長（森口 淳君） ご質問の第3番目、田原本町の入札制度についてお答えを申し上げたいと存じます。

第1点目の「ゼネコンや他市町村に本社のある業者をなぜ指名するのか、また、条件付一般競争入札を導入してはどうか」というご質問でございますが、道路、下水道などの整備を行う公共事業は、社会資本の整備・拡充とともに、その整備を行うことで雇用機会が増えたり、資材等物品の流通、土地の利便性の向上など、地域経済に直接的、または間接的に効果をもたらす、町税収にも反映するものであります。

指名競争入札制度においては、入札の競争性を高める手法の1つとして、入札参加者数の拡大が有効であることから、本町では指名業者数を7者から10者指名することを基準にいたしております。また、入札参加資格登録業者をその経営状況や技術職員数、施工実績等を勘案したランク付けし、各々のランクに応じた発注基準額を設けているところでございます。

現在、土木・建築工事の大規模工事を受注できる能力等を有する最上位ランクの

業者数が、競争性を高めるため設定しております指名基準数未満であり、同等以上の施工能力を有するゼネコン（土木工事）や町外業者（土木・建築工事）を指名しているところがございます。

なお、ゼネコン等が受注した場合には、町内業者を下請業者に活用することや、町内で原材料の調達を行うことを要請しております。

次に、条件付一般競争入札の導入については、その付加条件として地域性や経営事項審査による施工能力等を付けて入札を実施することになり、その付加条件により対象業者数が限定され、絶対業者数が僅少な本町においては競争性を高めることに懸念がございます。

議員お述べのJV制（建設工事共同企業体）につきましては、参加業者数の拡大などに一定の効果も認められることから、また、簡易型総合評価方式等については、比較的小規模な工事の評価に適することから、その効果・手法等を検討しているところがございます。

第2点目の「くじ方式の変更について」でございますが、公共工事において、過度の低価格受注が行われた場合、適切な契約の履行の担保や工事品質の確保に支障を及ぼすおそれがあること、また、適切な労働環境の確保が危ぶまれ、下請負業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不備などが懸念されることから、これらを払拭するために、最低限必要な費用として最低制限価格が設定されております。

本町の公共工事の入札においても、このような認識のもと、平成15年度から予定価格とともに最低制限価格を事前公表する制度を取り入れてまいりましたが、近隣自治体の入札実施方式を参考に、平成20年度から設計額及び最低制限基準価格の事前公表に改め、入札日当日、開札直前に変動率を抽選で選定し、予定価格及び最低制限価格を決定する方式を試行しているところがございます。

入札当日、事前公表した設計金額や最低制限基準価格に、くじによる不確定乗数を乗じて予定価格や最低制限価格を決定する方式は、入札過程の透明性、競争性に一定寄与しているものであると認識をいたしております。

現在、県内12市の入札実施において、本町と同様に最低制限価格基準額にくじ等による変動率を乗じて最低制限価格を決定しているのが6市であり、最低制限価格を固定しているのが4市でございます。

現行のくじによる変動率を乗じて最低制限価格を決定する方法は、試行3年目であり、その成果を検証し、他自治体の方法も参考にしながら、よりベターな入札方法の検討を続けてまいりたいと考えております。

第3点目の「現場代理人届出方法の変更について」でございますが、現場代理人とは、工事施工に際し、請負者の代理として工事現場の運営、取り締まりを行う者であり、工事現場に常駐する必要がございます。また、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。

建設業法では、工事施工の技術上管理をつかさどる者として主任技術者の配置が定められており、主任技術者には国家資格や実務経験など一定の資格要件が求められ、当然として請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要がございます。また、この雇用技術者は経営事項審査書に登載されております。なお、請負金額が3,000万円以上の工事は、より資格要件の厳しい監理技術者の配置が求められます。

現在、本町の工事入札において、平成20年度より設計金額3,000万円以上（平成21年度から2,500万円以上）の工事について、入札執行前に配置予定現場代理人届の提出を求めています。工場の施工上、技術者の専任制や確定がより必要であることから、現在求めている配置予定現場代理人届に代わり、配置予定主任技術者または監理技術者届の事前提出を、また配置予定者の複数人届出制に変更すること等を検討しているところであります。

入札制度につきましては、これまでの入札実施における問題点解決のため、指名競争入札のほか、一般競争入札の拡大や入札価格だけでなく、施工内容等を総合的に評価する総合評価方式の導入など多様化しております。

また、ダンピング防止策として最低制限価格制度や低入札価格調査制度もありますが、これらの新制度は、業者の技術力、施工能力や施工実績等を調査・検討対象にする必要があり、発注者としての監理監督能力の向上も求められております。

本町におきましては、公共工事の入札における競争性、公平性を高め、契約事務の適正化を図るため、県内外を問わず他自治体の入札制度を検証し、よりベターな制度構築の検討を進めるとともに、新たな制度導入の前提となる施工実績等のデータベース化のため、建設工事成績評定要領を定め、工事成績の評点化を行い、また建設工事検査要綱、建設工事監督要綱を定め、職員のスキルアップと工事施工監督

・検査の標準化を行っているところでございます。

続きまして、第4点目の「建設業者との災害防止協定について」でございます。

毎年、全国各地において大きな被害を出した災害が多数発生をいたしております。当地域への影響が懸念される東南海・南海地震が発生した場合、人的被害や建物の倒壊・焼失に加え、道路やライフラインにも大きな被害が出るのが予想されます。道路、橋梁やライフラインの早期復旧は、被災者の救済や生活を支援する上で欠かせないので、極めて重要な災害対策でございます。

現在、本町との災害防止協定等につきましては、平成19年に「災害時における被災状況等の把握など相互協力に関する覚書」を郵便事業株式会社 田原本支店と、今年の5月に「災害時等における緊急物資供給協力に関する協定」を田原本町商工会と、9月に「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定」を、奈良県電気工事工業組合と締結をいたしております。

今後は災害時の道路や橋梁について、応急復旧に迅速に対応できるよう建設関係者とも情報交換を行うとともに、相互の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） それでは第4番目の監査体制の強化についてお答えをいたします。

地方行政に対する住民の信頼を確保し、かつ透明性のあるものにしていくためには監査機能の充実、強化は必要であり、地方公共団体自らのチェック機能を高めることが重要であると考えております。

そこで、奈良県では奈良モデル検討会において、平成21年5月から県内12町村が参加し、監査機能の充実を目標とする作業部会が設置され、本町も参加しているところであり、現在、監査委員、事務局職員の専門性の向上、外部監査の導入、共同設置体制の整備などについて検討を加えておられます。

また、国においても地方行財政検討会議で審議中のことではありますが、法整備も含めて方向性が定まっていないのが現状であります。

今後において議員お述べのとおり、職員の人材確保、監査技術の向上、研修体制の充実等も含めて監査体制のあるべき姿が示されると考えており、本町としても、これが有効に機能するよう体制整備を図る必要があると考えております。

なお、公認会計士の任期付採用につきましては、本町の財政規模、職員配置状況等から現在は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） ご質問にお答えしてまいりたいと思います。

第2番目の国保病院について、第1点目の「国保中央病院における平成18年度から平成20年度までの3年間の損益について」のご質問でございますが、近年、医療費抑制という大きな流れの中で公立病院が地域において果たすべき役割は最も重要と考えているところでございます。

そこで議員お尋ねの平成18年度から平成20年度の過去3年間の損益についてでございますが、平成18年度の当期欠損金は1,216万9,000円でございます。

主な要因といたしましては、診療報酬の3.16%の引き下げ及び医師不足、診療科の減少の影響によるものでございます。前年比は入院患者0.8%の減、外来患者7.6%の減でございます。

また、平成19年度におきましては、医師不足、診療科の減少及び中堅医師の頻繁なる異動により、前年比は入院患者7.4%の減、外来患者4.0%の増となり、1億1,828万円の当期欠損金が生じております。

平成20年度におきましては、診療報酬の0.82%の引き下げ及び依然として患者数の減少、加えて医師不足等の影響や医師の待遇改善に伴い、前年比は入院患者3.1%の減、外来患者5.5%の減となり、9,607万5,000円の当期欠損金が生じております。

次に、第2点目の「国保中央病院における改革プランの計画時期とプラン策定後に改革プランに基づいて実施された点検・評価について現時点での主な成果について」のご質問でございますが、改革プランの策定期間は平成21年度から平成23

年度の3カ年でございます。評価委員は4名の構成で、過去3回の評価委員会を開催して検討を重ねているところでございます。

平成21年度評価・点検といたしまして、経営状況については、改革プランを着実に実行し、繰入金が増加及び前年比は、入院患者7.2%の増、外来患者1.9%の増となり3,559万円の当期利益金が生じております。また、入院、外来患者の減少傾向が続き、病床利用率も低水準で推移しており、医業収支比率は95.8%と目標に達しておらず、さらなる入院、外来の増患対策が必要であります。

具体的な対応策といたしましては、医師の確保、近隣医療機関との救急医療体制の連携、地域への広報、効率的運営による利益の確保、医療の質の改善等に取り組まれているところでございます。

また、改革プランの総合評価については、病院ホームページに今月中旬を目途に掲載を予定しているところでございます。

次に、第3点目の「今後、町として、住民の皆さんへのPRも含めてどのように対応されているのか」とのご質問でございますが、磯城郡3町及び広陵町の4町の担当部署が明確でないことから、担当窓口の一本化について今月中に話し合いを持つ予定で、現在のところ調整を図っておるところでございます。

また、PR活動につきましては、4町の広報紙に定期的に掲載等を検討しているところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） 再度質問をさせていただきたいと思っております。発言回数と発言の時間に制限がございますので、簡単にさせていただきます。

まず入札制度についてでございますが、もともとこの質問をさせていただくときに、中小企業基本法というのがありまして、中小事業者の受注の機会を増大させるということで、中小企業基本法というのが制定されておりまして、これは昭和38年に制定されておるんですけれども、それを受けて、いわゆる官公需法というのが制定されております。これは官公需について、中小事業者の受注の確保に関する法律ということで、これは昭和38年から毎年、中小企業者に関する国等の契約の方針が毎年定めなければならないということになっております。

今年の目標でございます。いろいろな目標がありまして、中小事業者の受注の機会
の増大のための主な措置といたしまして、中小企業者の自助努力による支援の強化
などがありまして、2番目にダンピング防止対策の充実ということで、予定価格を
大幅に下回る入札がされるときに、賃金の未払いや下請業者へのしわ寄せが懸念さ
れております。そういったことがないようにという国の指導もあると思っております。

そういうことにおいて、先ほど申し上げましたように、最低入札価格、最低基準
価格以下で入札されていることについて、もう少し適切な方法がないのかなと思っ
て質問させていただいた経緯もございます。この件について2点ほどお伺いをさせ
ていただきたいと思っております。

まず1点目であります。指名業者の数についてであります。

例えば、指名業者10者にこだわる必要が、なぜあるのかということございま
す。町外の業者をどうしても入れる必要があるなら、例えば1者でも、それでいい
のではないかと考えております。

もう1点、予定価格と最低制限基準価格に掛ける掛け率について、0.942か
ら今現在は0.969の掛け率になっていますが、その根拠について、もしあれば
お伺いをしたいと思います。

最低制限価格に近づけるために、この掛け率を変えるということも可能ではない
のかなと思ったりもしますので、その辺については町長に答弁を求めたいと思いま
すが、よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ご質問ありがとうございます。先ほど副町長からもご説明さ
せていただきましたように、今現在実施しております入札制度につきましては、平
成20年から実施をさせていただいておるものでございます。入札におきましては、
談合の懸念を払拭するとともに、競争性を高め、公正・公平な入札を敷いていく観
点において3年前より実施をさせていただいておるところでございます。

現在今3年目を迎え、実質的に効果検証ができるだけのデータ数も揃っておりま
す。今後効果検証をさせていただきながら、どのようにさせていただくべきかとい
うのを考えてまいりたいと思っております。

そういう観点におきまして、1番目、指名数10者についてなぜなのかと。また町外業者をなぜそれだけ入れるのかというご質問でございます。

現在10者にこだわっているわけではありませんが、概ね10者を目途にさせてきていただいたところでございます。現在までの3年間の効果検証をする中で、町外業者の数を少し減らすことにより、町内業者の皆様方が受注いただける確率は上がるものと考えておりますので、その点につきましては十分考慮をしながら、今後業者数のみにこだわるのではなく、町内業者の皆様方の受注確率の向上に向けて、何らかの施策を進めていきたいと思っておるところでございます。

また、2点目の予定価格に対して、率を掛けて歩切りをしているところでございますが、これはどういう根拠かというところでございます。

はっきり申し上げまして、確たる根拠はございません。ですので今まで4年間の実績の中で、これからその数値がいかにあるべきなのかということについても検討させていただかねばなりませんし、0.940から0.969が正しいのか、あるいはそれ以上なのか、それ以下なのかという点につきましても、今後十分に検討させていただき、その数値について精査をさせていただきたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、10番、植田昌孝議員の質問を打ち切ります。

続きまして、3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 私はいじめ・不登校について質問します。

今年の10月23日、群馬県桐生市の小学生、上村明子さん（12歳）が自ら命を絶ちました。原因は学校のいじめでした。この事件は特殊なケースではなく、その後も、「いじめ」を理由に子どもたちの自殺が続いています。自殺まではいかなくても、1人で苦しんでいる子どもたちは本町でもたくさんいます。

そこで上村さんのケースを見直しながら、どこに問題があったのかを検討しながら、本町でどう対応したらいいのか考えていきたいと思えます。

上村明子さんが名古屋に住んでいたときは、友達も多く、母親が「ご飯だよ」と呼ぶまで外で駆け回っていたそうです。運動会ではリレーの選手にも選ばれていた

そうです。

小学4年生の秋、群馬県桐生市に転校しました。5年生になってから容姿の悪口を言われるようになったそうです。お母さんが東南アジア系の方だったことが要因と思われます。それが6年生になってエスカレートし、「加齢臭」「今日も風呂に入っていないのか」「きもい」「うざい」「あっち行け、こっち向くな」という言葉を級友から浴びせかけられました。

2学期になると、班ごとに食べる給食の時間に、児童たちは勝手に好きな者同士で食べるようになり、明子さんは孤立しました。孤立して独りぼっちになった明子さんは、10月19日、20日欠席。21日は担任から声をかけられ校外学習に参加しました。そのとき級友から「こんなときだけ来るのか」と言われ、電車の中で泣いていたそうです。その2日後、明子さんは自ら命を絶ちました。

学校側は当初、「いじめはなかった」と記者会見をしましたが、その後、いじめを認めました。にもかかわらず、教育委員会は「遺書があるわけでもなく、いじめイコール自殺と特定できない」と述べています。保護者説明会では、校長先生は、事実関係や経過について、はっきりとしたことを言わず、ただ、「今後はもっと生徒と向き合っていかなければならない」と繰り返すだけで、「事件についてほとんど知らされず納得できません」という感想が寄せられていました。

いじめられた上村明子さんは尊い命を絶ちました。学校は今回の事件の全容を把握する努力をしないため、対策を打ち出せない。その結果、いじめた級友は反省することなく、次にターゲットを定めて、いじめを繰り返すのではないかと大変心配です。

いじめの芽はどこにでもあります。それを芽のうちに摘むと全く問題にならず、次に進むことができます。それを放置すると学級崩壊や自殺など取り返しのつかない結果に結びつきます。

そこで、この事件についてどこに問題があったのか明らかにします。

問題点の1つ目は、教師がいじめの原因をつかむ努力をしなかったことです。

2つ目は、一人ぼっちで給食を食べるようになっても対策をとらなかったことです。

3つ目は、いじめに目をふさいで学校行事に誘ったことです。

4つ目は、学校がいじめを重要視せず担任任せにしたことです。

子どもたちは、大人社会の影響を受け、大きなストレスを感じながら生活しています。強い者が勝ち、弱い者が虐げられる社会。親の貧困が子どもの貧困に結びつく状態とされています。小学校、中学校が弱肉強食ではなく、「学校が楽しい」と子どもたちが学校に行くことを喜ぶような場所になってほしいと願っています。

そのためにも本町の教育現場は、いじめの芽を早期に摘み、子どもたちのあらゆる可能性を伸ばす環境を提供されていてほしいものです。

そこで質問します。

1、不登校児・生徒は何人いますか。不登校の原因を把握していますか。

2、「いじめ」はありますか。「いじめ」の芽を見つけたときは原因を把握する努力をされていますか。

3、「いじめ」や「不登校」があった場合、教職員の人事評価で低く評価されることはありますか。

学校での教師と子どもたちは一期一会。過去の経験だけでは解決できない問題はたくさん起こってきます。その都度克服することで、先生も子どもたちも成長することができます。「いじめ」の原因を速やかに把握し芽のうちに摘むこと、「いじめ」られている子どもに寄り添い、「いじめ」ている子に目を開かせる努力をすること、担任任せにせず学校全体で対応することを実践していただき、子どもたちの豊かな才能を伸ばす、おおらかで豊かな学校生活を提供していただくことを期待して一般質問といたします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 3番、森議員の「いじめ」「不登校」についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目の、「不登校児、生徒の人数とその原因把握について」のご質問でございますが、文部科学省は不登校の定義を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由による者を除いたもの」としております。

本町における今年度4月1日から10月31日までの不登校の人数は、小学生で4名、中学生で10名の報告があります。

言うまでもなく、不登校は、さまざまな要因が複雑に重なり合っただけで起こるものであり、原因の特定化は不可能であります。主な原因といたしましては、小学生の場合は不安など情緒的な乱れによるものが2名、友達関係や本人の無気力によるものが2名となっております。また、中学生におきましては、コミュニケーション不足による友達関係のこじれから不登校になっているものが1名、心のわだかまりが強く、不安を中心とした情緒的な混乱のあるものが2名、友達関係や家族関係が絡み合っているものが7名となっております。

次に第2点目の「いじめ」はありますか、「いじめ」の芽を見つけたときは原因を把握する努力をされていますかとのご質問でございますが、議員ご指摘のように教育委員会といたしましても、いじめの芽を早期に摘み取る危機管理意識が重要であると考えております。

いじめの調査につきましては、平成18年以降、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」と定義し、いじめの認知件数で集約を行っております。

本町における今年度4月1日から10月31日までのいじめの認知件数は、小学校1件の報告がありました。具体的には、6年生の児童が同学年の児童に、悪ふざけをして、わざと肩をぶつけに行くといった事象が起こっております。早期に担任による事実確認と適切な指導を施すことにより、現在は休み時間に一緒に遊ぶ等、よい関係を取り戻して生活しております。

園・校におきましては、いじめの未然防止、並びに、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応できるように教職員が折に触れて研修を積んでおります。今後も、いじめは、どの学校でもどの子にも起こり得る問題であることを十分認識し、日ごろから「いじめを見逃さない・いじめを許さない学校づくり」を推進してまいりたい所存であります。

次に第3点目、「いじめ」や「不登校」があった場合、教職員の人事評価で低く評価されることはありますかとのご質問でございますが、これらの問題の解決には、

早期の報告、連絡、相談が重要であることを認識し、それぞれの園・校において組織で対応できるようにしております。ゆえにクラスで「いじめ」や「不登校」があったからといって個人の評価が下がるということはありません。

また、各学校には町費で「いじめ・不登校対策特別支援教育支援員」を配置し、いじめ・不登校の未然防止を図るとともに、指導主事や社会教育指導員による生徒指導上の問題に特化した学校訪問も実施いたしております。

このように、いじめ・不登校の問題を、担任が1人で抱え込まないように配慮すると同時に、それぞれの園・学校が一致協力して、連携を重視した問題解決に向けて協働的な人間関係を構築しております。

今後も、教員がいじめを早期に発見する努力を怠らず、どの子どもにも孤立感を感じさせない配慮をしていきたいと考えています。そのためにも、子どもたちを取り巻く周囲の大人が不断に子どもの人間関係を把握し、少しの異変に気づく感性を高めていき、連携と適切な対処を図ってまいります。そうすることで、議員ご指摘のように、子どもたちが「おおらかで豊かな学校生活」を過ごしていけるようにサポートしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ご答弁ありがとうございました。本町に不登校がこんなにいるとは驚きました。

不登校の原因の把握についてですが、病気の場合は別にしても、ある校長先生がちょっとおっしゃってたことなんですが、「小学校から引き続き不登校です」ということがありました。「引き続き」というのは原因ではないと思います。本当の原因をしっかりと把握しておかなければ、解決の道は見い出せないと思います。

答弁でもおっしゃってたように、「不安」「友達関係」という言葉が出ておりますが、本当の原因というのは何なんだろうということを、もうちょっと深く踏み込んで、十分つかんで対処していただきたいと思います。

それから、なお最近いじめがあるのではないですか。

私のところには、中学生父母、教員の方々からのお話も入っております。ある小学生は登校時にいじめを受けて悩んでるということも聞いております。

その中でもう1つは、本町のある小学校でこんなことがあったということを聞いておりますが、教育長はご存じですか。

というのは、あるいじめられた子が帰宅して親にそのことを伝えたところ、親は担任に「事の成り行きを説明してください」と頼みました。すると自宅に校長と担任が訪れ、何が原因か具体的な話もせずに、「文句があるなら教育委員会でも、警察にでも行ってくれ」と対応されたという訴えを聞いています。

これでは、まるでけんか腰の対応ですが、教育者はこれでいいのでしょうか。

いじめや不登校があったことが問題ではなく、同僚や学校全体でどう対応したかが問題だと私は思います。教育長は、この「文句があるなら教育委員会でも、警察にでも行ってくれ」と言われた件についてはご存じでしょうか。それを質問いたします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） いじめの報告で、先ほど議員の質問で10月31日現在では1名というふうに報告を申しあげましたけれども、現時点で今2校、小学校のほうから事実確認も含めて報告を受けております。

その中で、先ほども申しましたように、いじめは本人からの訴えでございますので、そう感じたとき、親からの訴え、子どもからの訴えにつきましては、校長ももちろんでございますが、その担任のほう家庭訪問に駆けつけて、その子に寄り添う形で解決を進めるように指導しております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） それと、文句があったら警察に言ってくれということをおっしゃることは、教育長は知っているのかということをお尋ねします。

○教育長（片倉照彦君） 聞いておりません。把握はしておりません。

○議長（松本宗弘君） 把握してないと。

○教育長（片倉照彦君） はい。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） はい、ありがとうございます。

ご存じないということですので、この件は今後しっかり把握されて問題を解決していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

本当に、いじめの問題は命にかかわる深刻なものです。ちょっと例を出させていただきますが、これはサンデー毎日増刊『死んではいけない』の本に載っていた長野の高校生女子の言葉です。こう言っています。

「蹴られたときは、まだ平気でした。無視や暴言は、まるでおまえなんか蹴る価値もないと言われている感じがしました。せめて殴ってほしい。そうすれば、あなたも痛いから、私の痛みがわかるでしょう」。

それから、またこれは別の件ですが、神奈川県の中学生を持つ母親は、「娘は今まで2回リストカットをしています。私も毎日担任と話しましたが、「保健室に行けば大丈夫」「相談室があるから安心」と、保健室・相談室に任せっきりです」、生々しいこんな言葉は本当に胸が締めつけられる思いがします。

ご答弁にあったように、確かにいじめ・不登校がある、なしだけで評価することはできないかもしれませんが、教員の評価なんですけれども。

でも学力低下、学級崩壊などは、いじめ不登校とは全く切り放せるものではないと私は思います。現場の先生方は膨大な仕事量を抱え、クラスで問題が起きても同僚の先生に相談する時間もなかなかなく、手いっぱいの状態だと聞きます。その上、人事考課制度などで本当に大変だと察します。

先ほど西川議員もおっしゃってたとおり、本町の子どもたちに行き届いた、きめ細かな教育を実施していただきたいということは全く同感です。

そこで教育長にお願いします。何としても本町からいじめによる自殺者を出さないようにしてください。保護者の方々にも協力していただき、いじめは小さな芽のうちに摘み取れるよう、教育長が先頭に立って各学校に指導してください。また、してくださいますか。教育長の決意のほどをお示してください。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 議員おっしゃるとおり、その決意を新たにし、また取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、3番、森議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、森井議員。

（1番 森井基容君 登壇）

○1番（森井基容君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず、寺田町長、2期目のご就任おめでとうございます。まちの活性化・より安心して生活できるまちづくりをよろしくお願いいたします。

私の一般質問につきましては、まず第1番目に、町づくりの理念の共有化に向けて 町民と一体感をもった町づくりを進めるためにをテーマにして質問をさせていただきます。

田原本駅前広場は平成22年3月に一応の完成を見ているわけですが、駅前広場周辺については、これからまちづくりを進めて行かれることとなります。

駅前を見れば、そのまちの元気さ、活気など、雰囲気を感じとれるものであります。駅前広場の完成により雰囲気は変わり、駅前へのアクセスも格段に向上したことは大変喜ぶべきことであると思っております。しかし、それに付随する商業施設等はまだまだこれからであり、ぜひともまちの活気が見えてくるようなものを期待しております。

現在まちづくり推進室においても、駅前広場周辺まちづくりについてアンケート調査を実施されておりますが、町民の皆さんの声も活かしながら、より活気あふれるまちづくりを目指していただきたく考えております。

今の我が国は不景気風が吹き荒れ、社会不安も増大し、世界に目を転じて、東アジア情勢を中心として不安定さを増しており、人々の心にも暗い影を投げかけている状況にあります。そして我が町に目を転じて、町民の方々とお話ししていて、特に多く印象に残りますのは、なかなか明るい話題に巡り合えないなど、そういう印象が最近特に強くなってきております。活気と言いますか、元気さと言いますか、そのようなものを感じにくい状況にあります。

このようなときにハード面の整備も重要であります。人々の心の面で、確かな目標を共有して、まちづくりに励むことが町民一人ひとりの元気さにも寄与するの

ではないかと考えます。日本全体には今閉塞感、特に政治に対するものかと思いますが、満ち溢れています。このような中では、あきらめに似た心情が国民の中にあってもおかしくはありません。こうなったとき、国の発展、活気といったものはどんどん失われざるを得ないと思います。町のレベルで考えても、それは同様であると考えています。

そこでお聞きいたします。

まちづくりを進めるに当たり、担当者のみでなく、広く町民の皆さんとまちづくりの目標や、その理念を共有することほど心強いものはないのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。町長の、また担当部署のまちづくりに対するメッセージを伝え、共有するための手立てとして、どのようなことを具体的にお考えでしょうか。お聞かせいただきたく存じます。

町長は先の町長選の際、「明日を担う子ども達のために」ということをスローガンとしておられました。この「明日を担う子ども達のために」という言葉を基本として、私たち大人がすべきことを言い表したようなものを設定することができれば、町民の皆さんと目標を共有し、より力強い足どりでまちづくりに取り組んでいただけるのではないかと考えております。

また、まちづくり推進室が実施しておられるアンケート調査の活用を今後どのように考えておられるのかもお聞かせください。よろしく願いいたします。

続いて2番目の質問ですが、教室環境の整備について 子どもたちが学習活動により意欲的、効率的に取り組めるためにをテーマに質問をさせていただきます。もしくはお願いをさせていただきます。

30年前後前になりますが、先輩の教員からこんな話を聞かされたことがありました。「学校というのは、昔は最先端の施設や設備を持ち、学校へ行けばあんなことができる、こんなことができる、というように、子どもたちの手の届かないようなものがたくさん存在し、それを楽しみに学校へ来る子どもたちも多くいたものだ。しかし、最近では世の中のほうが進んで、学校がおくれをとりだしている。このままではアカンと思う」、その話を聞いた後、世の中、社会の進み具合に追いついたのかと言え、さらに乖離している現状があるのではないのでしょうか。

先に同僚議員の質問にもありましたが、教室へのエアコン設置などは、その最た

る例ではないでしょうか。

残業よろしく塾通いする子どもたちが多数いますが、その教室は空調設備の整った環境となっているのではないのでしょうか。学校は我慢の場であり、こと空調では快適な環境とはなっていません。

現在、子どもたちの教室には扇風機が設置されています。それもPTAの方々のご尽力により設置されたものだと聞いております。多数の子どもたちは、そのおかげにより、暑い中でも風を感じ学習活動に取り組んでいます。しかし、子どもの声の中にはこんな声もありました。扇風機の取り付け位置の関係で決まった席、特に真ん中のようにありますが、「そういう席になったら空気の動きがなくて、かえって熱気のたまり場になっていて辛抱するにも限界がある。どうにかしてほしい」というふうな声を聞いたことがあります。

理想としては全教室にエアコンを設置していただく、これが最善であることは言うまでもありません。しかし、教室にエアコンを設置するには、1教室当たり250万円程度のコストがかかると一般的に言われております。即座に全教室にとっても無理があるのは理解できますが、先の子どもの声は無視できない声であります。PTAの方々に頼ってばかりではいけないのではないのでしょうか。教室の空気の上よみ、扇風機の増設、もしくは他の方法にて、来年の暑い夏を迎えるまでに、早急に対策を講じていただきたく存じます。

エアコン設置については、全国を見渡せば11月末から12月初め、この質問文を書いているときに、いくつものまちで「補正予算を組んだ」とか、「数年の計画で全教室設置を決定した」等の記事がインターネット上で散見されました。

全国的な課題でもありますので、本町でも計画的に取り組みを進めていただきますようお願いいたします。よろしくようお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。場合により自席で再質問させていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 1番、森井議員のご質問の第1番目、町づくりの理念の共有化に向けて、町民と一体感をもった町づくりを進めるための第1点目、町の目標

や理念を町民の皆様方と共有することにつきましては、議員と全く同感でございます。

現在まで広報紙・ホームページ、そしてあらゆる機会を捉えまして周知をしてきたところで、住民の皆様方と共有しているものと認識をいたしております。

次に、私の、また担当部署のまちづくりに対するメッセージを伝え、共有するための手立てにつきましては、諸施策を推進するためにありまして、先ほど申しましたが、具体的な手段により周知させていただくことにより、町民の皆様方と施策概要等につきまして共有してまいりたいと考えております。

また、まちづくり推進室が実施しておりますアンケート調査の活用についてどのようにするかのご質問につきましては担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 第2番目、教室環境の整備についてのご質問にお答えいたします。

各教室の扇風機は、子どもたちのことを思い、PTAのご尽力により設置していただいております。大変ありがたく思っております。

つきましては各学校の現状を調査して、今後対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況の中での対応となりますので、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 第1番目、町づくりの理念の共有化に向けて、町民と一体感をもった町づくりを進めるための第2点目、「アンケート調査の活用をどのように考えておられるのか」についてのご質問にお答えいたします。

現在、基本計画を策定しており、施設建築物の概略計画、施設需要調査、権利変換計画の概略及び事業スケジュールの概略等を検討しております。今後この基本計画に基づきまして再開発の手法や内容等を考えてまいります。町民に有益で実現性

が高い基本計画を策定するために、今年完成しました駅前広場など駅周辺の利用実態や再整備の方向性などを把握するためのアンケート調査を実施しているところがあります。

この調査は約1,000人を対象としており、11月下旬に送付し、今月中旬に回収を行い、結果の取りまとめや分析を進め、今年度中に基本計画を策定する予定でございます。

来年度以降は財源などの資金計画、公共施設等の必要性などについて、町としての合意形成を図ってまいりたいと考えております。また、南街区への再開発の初動期支援といたしまして、地権者による事業推進を支援し、個人施工、組合施工、再開発事業、優良建築物等整備事業などの再開発手法等の決定や、地権者の従前従後の権利変換等について調整を進め、基本計画を精査する予定でございます。その後、都市計画決定、いわゆる費用対効果、BバイCの検証を含む新規事業採択、事業認可等を経て着工となります。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） ご答弁ありがとうございました。

町長のほうから広報紙やホームページ、もしくは、あらゆる機会を捉えて周知をしてきたと、こういうご答弁をいただきました。

ホームページを見ますと、もしくは広報紙を見ますと、「自然と歴史・文化が育む新しい生活拠点たわらもと」のスローガンや、「弥生文化の発信基地」というふうな文言が目についたりもします。もしくはキャラクターとしての弥生文化の「楼閣くん」や、観光協会では「ももたん」がいたりします。

いろんな部署で、いろんなところで、まちづくりをやっていこうというものが、私にもよく見えてくるわけですが、ただ、もうちょっと範囲を広げて各自治会に設置されております掲示板や、その一角、もしくは駅前や庁舎に垂れ幕を掲げて、より多くの町民の皆さんの目につくような、そんなアピールの仕方はできないんだろうかというふうに思います。

公共の場所で目につくように掲示することによって、より共有できる、そういう理解を深める一つの手立てになるのかと、そういう必要性を感じるわけであります。

役場や市役所の庁舎に垂れ幕をしたり、駅前に看板があったり、掲示板の一角にテーマが固定されて掲げられていたり、いろいろなまちへ行ってみると見かける、そういうふうな光景もございます。

本町もせっかく皆さんが一生懸命になって、まちづくりを進めようとしているわけですから、少しでも町民の心にも訴えかけ、一緒にまちづくりを進めているんだという、そういう雰囲気をより出していただきたく思っているわけです。本町でもそのような取り組みを進めていこうというふうなお考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。これが1点であります。

それからアンケート調査に関することでは、その質問項目の中に「現状への満足度」であるとか、その駅前広場が今できてよかったかどうかみたいな感じで5段階だったか、それぐらいでしていたように思います。

また、そのまちづくりのテーマとして、「商業などのにぎわいづくり」「歴史や観光の推進」「利便性のよい安全な住まいづくり」「防災防犯安全の推進」「医療や福祉の充実」「その他」というふうに6項目で質問されております。

そのテーマをいろいろな町民の方が選んでいただくことになるわけですが、駅前広場を「それならどんな駅前になったらいいの」という質問が12項目あったかと思えます。「スーパーみたいに買い物が便利になったらいいな」というのが、まず始まりで、あと「書店ができたらな」とか、「飲食店ができたらな」とか、もしくは「子育て支援施設」等、12項目聞かれております。これに町民の皆さんは真面目に答えていただけるだろうと思しますので、その声が生きるようお願いしたいと思います。

そこで、この今年度中に基本計画策定をする予定だということなのですが、その策定の参画者はどれぐらいのレベルで策定されるのかを教えてください。

教室環境の整備につきましては、困っている子どもがいることを踏まえて対応をよろしく願いたいと思います。エアコン設置については、まあ難しい側面はあるとは思いますが、概算で私の素人計算ですが、3億円から4億円、たぶん全教室に設置するのにお金が必要であろうと。付帯工事も含めて要るのかなというふうに思いますが、「明日を担う子ども達のために」というふうなことも踏まえて、PTAとも連携して、もしくはいろいろな他の面でのコスト削減も含んで、ぜひ取り

組みを進められるように、これはお願いとして申し上げておきます。よろしくお願
いします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） ただいまのご質問でございますけれども、庁舎に垂れ幕
等を掲げる、また広告塔のようなもので、まちづくりの雰囲気をつくれればいいとい
う考え方を示していただきましたけれども、こういう部分につきましては、今アン
ケート調査も含めまして前向きに検討させていただきたいと、このように思ってお
ります。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 基本計画の参画者ということでございますけれども、
これにつきましては今年4月に事業者に発注いたしまして、その計画を策定してお
ります。

これにつきましては、先ほど述べましたように、今、再開発について手法等を今
は検討しておるわけでございますので、業者委託という形でやらさせていただいて
おります。

今おっしゃっている再開発の地権者につきましては、7件ないし8件の地権者が
おるわけでございますけれども、その方の意見を総括いたしまして、それとあわせ
まして今アンケート調査をしておる中の部分を参考にいたしましてつくるという計
画をしております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） ありがとうございます。

1点だけ。そのアンケート調査がよく実施されたりはしますが、その中で今1,
000名規模だったと思うんですが、町民全部で3万人余り、まあその人口比から
言いましても、無作為抽出でされていますので、ある程度集約はできるのかなとい
うふうには思うんですが、その結果、これについての意見を、一般の人の意見も、
また公聴会みたいな形で聞いていただくほうが、よりいいのかなと。

その結果として、町の広報紙にだけに載ってですね、それでスーパーができたらいいなというのがいくらありました、子育て支援施設をつかってほしいなというのがいくらありましたという結果だけが出てきて、それで実際の計画を立てていただいたら、またちょっと違った方向性が出てくるという、そういう離れる部分をできるだけ少なく取り組んでいただけたらありがたいなど。

もちろんコスト面もありますので、一概にその希望だけでいかないということは重々理解いたしますが、そういう取り組み方を進めていただけることを期待いたします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 答弁は。（「結構です」と森井議員呼ぶ）

以上をもちまして、1番、森井議員の質問を打ち切ります。

続きまして、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

まず寺田町長、2期目のご就任おめでとうございます。これからのまちづくりをよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、行財政改革について質問させていただきます。

今年もまた予算編成の季節を迎えました。全国的に「財政が厳しい」という表現が毎年の予算編成方針に使われ始めたのは1970年代であります。既に30年以上を経過しております。しかし、自治体におけるこれまでの「行財政改革」の取り組みは、基本的には財源の伸び悩み傾向によって、収支の均衡をとるための予算・人員・組織・事業の削減を目指したものであったと思います。

しかし、リーマンショック以降の世界的経済危機は、自治体にもこれまでにない多大な影響を及ぼしております。地方分権、地域主権及び道州制論議と相まって、これまでの「削減」を目標数値としていた行政改革だけではなく、限られた予算を有効活用し、住民満足度の最大化を目指して、自治体の経営を本格的に考え、実践するという劇的な変化の真ただ中にあると言えるのではないのでしょうか。

折しも平成17年3月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のた

めの新たな指針」が示されたことを受けて、全国の市町村で「集中改革プラン」が策定されて5年を経過いたしました。その総括から次の新たなる「集中改革プラン」の策定が急がれております。

そこでお聞きをいたします。

本町の「集中改革プラン」に基づき、事務事業の見直しや定員管理の適正化による総人件費の抑制など取り組んでこられました、この5年間の行政改革について見解を求めます。

2番目として、行政改革の成否は人・モノ・カネ・情報という経営資源を最大限に有効活用できるかどうかにかかっています。そのために基本的情報の「見える化」、いわゆる透明度についてどのように取り組んでこられたのかをお伺いいたします。

3番目として、地域の活力を高めていくためには、「地域力」の向上が重要な原動力であります。行政は効率的な行財政運営に努めながら「自立と責任」に裏打ちされた「行政力」の強化が必要です。地域力、行政力と言っても、つまるところは「人材育成」にかかっております。そこで、これからの人材育成戦略についてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次は、子宮頸がん等ワクチン接種についてお伺いいたします。

本年11月26日、平成22年度補正予算が成立をいたしました。総額4兆4,292億円にのぼる補正予算は、残念ながら円高不況にあえぐ日本経済に対する危機感のなさから、デフレ脱却、景気回復には迫力不足を否定できません。しかし、医療対策費の中で疾病対策費として追加された1,200億円余の中に疾病対策の推進を図るため、都道府県が設置する基金に子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を交付することにより、地方公共団体が実施する子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ（ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進するための必要な経費1,085億円余が計上されております。

これは公明党が予防ワクチンの早期承認を実現し、ワクチン接種の公費助成を粘り強く主張し続けた成果でございます。

子宮頸がんは予防法を確立した唯一のがんであります。細胞診とHPV（ヒトパピローマウイルス）検査を併用する「精度の高い検診」と「ワクチン」の両者によって根絶が期待できるとされています。「検診」については公明党の強力な推進で、

昨年度の第一次補正予算で20歳から40歳を対象に5歳刻みの「無料クーポン」が具体化されて、昨年度の子宮頸がんの検診受診率は、20代で前年の4倍以上、それ以外は2倍以上にアップしたことが、医療関係者らによる「子宮頸がん征圧をめざす専門家会議」の調査で明らかになりました。

そして今回の補正予算で、国費による公費負担が実現することとなり、「検診」と「ワクチン」の両輪の公費負担が用意されることになりました。

そこでお伺いをいたします、

1つ目は、これを機に、本町においても「子宮頸がんゼロ」を目指して積極的に取り組むべきと考えますが、町の考えをお聞かせください。

2つ目として、「がん対策基本計画」では、2011年度までに受診率50%以上という大きな目標を掲げています。昨年度の子宮頸がんクーポンの利用率は上がってきたとは言え、全国平均では21.3%にとどまっております。本町の受診率アップへの取り組みをお伺いいたします。

3つ目として、子宮頸がんワクチンや検診の大切さを次世代に伝えていくために、家庭、学校、社会での啓発をどのように進めておられるのかをお伺いいたします。

4つ目として、ヒブ（ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種への取り組みについてお伺いをいたします。

以上、4点よろしくお願ひいたします。

次に、学校教育について何点かお伺ひいたします。

まず、小学校の給食でございます。

今、給食を実施している小中学校などで米飯給食が広がってきております。2008年度で全国平均週3.1回だそうです。改正された学校給食の目的自体、栄養改善から食育へと変わってきております。米飯給食が正式に登場したのが1976年、余った米を食べてほしいのが狙いでした。しかし、今や日本の食材が健康的に優れており、世界各地で注目を浴びて日本食ブームが起こっております。今や私たちが日本の伝統的な食生活を学び、そして学校給食にどんどん取り入れるべきであると考えます。特に給食の最近のメニューを見ると、カタカナのメニューが大変多く目立ちます。これは洋食を中心としたメニューが提供されており、和食が少ないのではないかと思います。地産地消・余剰米・食料自給率、子どもの健康、また

今問題になっておりますTPPからの農業対策、こういったことを考えていきますと、米飯給食をもっと増やすべきだと思いますが、町の考えをお聞かせください。

2番目として、中学校給食についてお伺いをいたします。

この問題は過去何度も質問をされております。そして何度も検討中という回答をいただいております。多くの保護者の方々、特に父子家庭の方々の切なる要望であります。ぜひとも何が躊躇されておられるのか、また何が問題なのか、明確な考えをお聞かせください。

3番目として、学校の空調設備についてお伺いいたします。

平成19年度と平成20年度に小学校5校で夏場の教室の温度調査をしております。それを見ると、平成19年度30度以上の記録は、7月で1回、9月で14回。平成20年度は7月で10回、9月で7回。平成21年度及び平成22年度は調査されておられませんが、しかし、昨年及び本年はどれほど暑く異常気象であったか記憶に残っておられると思いますし、熱中症で亡くなられた方も多くおられました。そして学校の教室は皆さんおわかりになるだろうと思います。

ある学校の学童の生徒が言うておりました。学童の教室にクーラーがあるので、授業を終了すると走って学童の教室に行くそうです。「その部屋に入ると生きた心地がする」と言っていました。これが今年の現実だと思います。

地球温暖化により毎年夏場は高温が続くと思われまます。児童・生徒の体、また勉学の環境を考えると、空調設備、一概にはクーラーとは言えませんが、そうしたものを考えて取り入れるべきだと思いますが、ご意見をお聞かせください。

次に、外国語活動について、特に英語についてお伺いをいたします。

来年度から小学校で5・6年生が外国語活動（英語）が必修となってまいります。もう既に何らかの形で取り組んできたと思います。

今回の新指導要領では、英語は文法などの知識や会話技能を身につけることを第一の目的とはしていない。「外国語（英語）を通じ、言語や文化について体験的に理解を深め、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、コミュニケーション能力の素地を養う」となっています。つまり文字・文法、そういったことではなくって、言語や文化の体験的に理解を深めていくということと、それから外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむということが主な要綱だと思います。

このことは先生は英語のお手本ではなく、英語を使おうとする姿を子どもたちに示さなければなりません。これは先生方も大変だと思います。しかし、本町においてはALTの方々がおられます。この方々の活用次第では、先生の負担が減り、児童・生徒には楽しい授業が期待できます。

そこでお伺いをいたします。

このALTの方々を現在どのように活用されておられるのか。また、担任の先生との連携はどのようにされておられるのか、お聞かせください。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 5番、古立議員のご質問の第1番目の、行財政改革についての第1点目、過去5年間の行政改革についてお答えをいたします。

まず、集中改革プランの平成17年度から平成21年度までの定員管理の適正化についての取り組みでございますが、平成17年4月1日現在の正規職員数は301人で、その後、機構改革の実施、指定管理者制度の導入、退職者につき必要最小限の補充にとどめるなど適正な人事配置に努めたことから、平成22年4月1日現在の職員数は定員管理の目標値281人を下回ります277人となったところでございます。

次に、総人件費の抑制についての取り組みでございますが、平成21年度までの5年間で、総職員数の削減に加え、特殊勤務手当の見直し及び時間外勤務手当の削減などに努めた結果、約9億8,000万円の削減効果があったところでございます。

今後につきましては、新たな向こう5年間の集中改革プランに基づきまして、機構改革の実施、適正な人事配置などを行い、定員の適正化及び総人件費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） ご質問の第1番目の行財政改革についての第2点目、基

本的情報の「見える化」につきましてお答えいたします。

行財政改革の推進につきましては、住民の皆様にも大きくかかわりますことから適切に情報公開に配慮し、取り組まなければならないと考えております。

町は国の指針を受けて平成18年2月に第4次田原本町行政改革大綱、3月に同大綱に基づき具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した田原本町集中改革プランを策定し、行財政改革に取り組んでまいりました。各年度の集中改革プラン取り組み状況につきましては、町広報、ホームページ、役場の情報公開窓口情報コーナーにて公表し、情報として住民の皆様にお知らせいたしております。

平成21年度の取り組み状況については、平成23年2月広報、ホームページ、情報コーナーで公表をいたします。また、町議会会議録や一般質問通告一覧、町長交際費、入札結果、町教育委員会活動点検評価報告書等の情報の公開をしているところでございます。今後とも可能な限り情報の公開をしてまいりたいと考えております。

次に、第3点目、人材育成戦略につきましてお答えをいたします。

本町においても、今後地方分権の推進、少子高齢化、住民意識・生活様式の多様化など、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、時代の要請に応じた行政活動を行うためには、簡素で効率的、持続可能な行政経営に取り組む必要があります。

また、さまざまな行政課題に対して、地方自治体には的確な対応、自主的、主体的な解決、独自施策の推進が求められています。これらの具現化には担い手となる高い倫理観と強い使命感を持った職員の育成が必要となります。

そのためには、職員一人ひとりの能力・意欲を高めるとともに、町全体の組織力向上を目的とするところの基本的な方向を示す「人材育成基本方針」を昨年度に策定し、今年度は「人事評価制度」を構築しているところでございます。

今後とも、職員一人ひとりのスキルアップを図り、持てる資質と能力を住民のために発揮できるよう人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 第3番目、学校教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の小学校給食についてのご質問でございますが、学校給食は従来パンを中心として実施されてきたところではありますが、昭和51年2月に学校給食法施行規則等の一部を改正し、米飯給食が制度化されました。学校給食への米飯導入は、食事内容の多様化を図り、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身につけさせ見地から、教育上有意義であるので、その普及を図るものとされました。

本町においても、米飯給食は昭和52年度に週1回からスタートし、昭和63年度より週3回実施しています。また、パン食についても平成18年度から米粉パンを週2回のうち月3回実施しています。児童に好評であることから平成23年度より月4回実施を計画しているところであります。

献立作成に当たっては、栄養のバランスはもとより、嗜好、衛生面、季節感、調理の手順、食器の盛りつけ等を考慮し、パンにはパンに合った副食、米飯には米飯に合った副食を考えて作成しています。また、行事食や全国各地の郷土料理や外国料理等も取り入れるようにしています。

このことからパン食の日には、洋風の献立やめん類を組み合わせることが多く、米飯には和風の副食を取り入れるようにしています。パンより米飯の回数の方が多いため、特に洋風の献立が多いとは考えていません。例えば11月分献立では、和食29品、洋食16品、中華8品となっております。

地場産物の利用につきましては、平成19年度から奈良県農協の協力を得て、ホウレンソウ、コマツナ、ナス等をできる限り利用するようにしております。

米飯給食実施回数の増につきましては、平成21年度奈良県における米飯給食実施状況の平均は週3.1回となっていることから、今後県下の実施状況を踏まえ、給食運営委員会と協議し対応してまいりたいと考えております。

続きまして第2点目の中学校給食についてのご質問でございますが、平成22年第1回定例会で西川議員のご質問にお答えを申し上げましたとおりでございます。

中学校給食を含む学校給食のあり方について、現在情報の取りまとめを行っているところであります。内部検討結果につきましては、町議会定例会に報告するとともに、児童・生徒・PTA・教職員等の意見を聴取し、本町の学校給食の方向を定めていきたいと考えています。

第3点目、教室の空調設備についてのご質問でございますが、先ほど竹邑利文議

員のご質問にご答弁申し上げましたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

第4点目、外国語活動（英語）についてのご質問でございますが、小学校の新学習指導要領が来年度から全面実施されます。2年間の移行措置においては、各学校でALTを有効に活用し、児童の学習はもとより、だれが高学年を担当しても外国語活動を十分に指導できる力量を高めるための教員研修も同時に進めてまいりました。

議員ご指摘のように、小学校の外国語活動は「聞くこと・話すこと」を中心としたコミュニケーション能力の向上を目的としています。

今年度各学校では、外国語活動の年間計画を作成し、児童の興味・関心を高めながら楽しい授業を展開しております。ALTと担任が指導計画について打ち合わせをし、チームによる指導を行っております。また、児童への指導を終えて、放課後には職員研修でALTと交流し、外国語活動の指導について互いにスキルアップを図っているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） 第2番目の子宮頸がん等ワクチン接種についての第1点目の本町の取り組みについてのご質問でございますが、従来より20歳以上の女性に対して子宮頸がん検診を実施しているところですが、「子宮頸がん予防ワクチン」が国の補正予算の成立を受けまして、当町もワクチン接種事業を実施していく方向であります。

また、実施時期や内容の詳細につきましては、奈良県の指導のもと、他の市町村の動向等を踏まえて検討を重ねているところでございます。

次に第2点目の受診率アップの取り組みについてのご質問でございますが、前年度に引き続き、クーポン券を利用した子宮頸がん検診の補助券の発行や、広報・ホームページを使つての啓発活動を実施するとともに、自治会の協力を得て「回覧等」を通じての啓発活動も取り入れていきたいと考えております。

また、中学生女子を対象とするワクチン接種の啓発にあわせて、保護者も、とも

に子宮頸がん検診を受けていただくような啓発活動の取り組みを実施してまいりたいと考えております。

次に第3点目の啓発活動の取り組みについてのご質問でございますが、子宮頸がんワクチン接種の対象となる年齢が、中学1年生から高校1年生に相当する年齢の者であることから、ワクチン接種の啓発については、中学校との連携が必須になると考えています。思春期教育における保健指導も含めて、町の教育委員会と連携を持ちながら啓発活動を行っていく方向でございます。

次に第4点目のヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種の取り組みについてのご質問でございますが、第1点目のご質問と重複するところもありますが、子宮頸がんワクチンと同様に、ワクチン接種に対する補助事業を実施していく計画です。実施時期や内容の詳細につきましては、奈良県の指導のもと、他の市町村の動向等を踏まえて検討を重ねているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。ちょっと二、三、お伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1つは、過去5年間の行政改革、集中改革プラン等をされて効果のある施策をされてきたかと思えます。

そこでお伺いしたいんですけども、こういった経過を含めて来年度の予算はどのような方針でされるのか。それをひとつよろしく願いいたします。予算方針だけで結構でございますので。

それと、子宮頸がんワクチンの件ですけども、これはですね、この学校教育が特に大事ではないかということが、ある文献で出ていたんですけども、「ワクチンで子宮頸がんを予防できるようになったのを知ることは、子どもの権利であり、正確な情報を伝えることは社会の義務である」として、学校教育について、これをきちんとしていただくよう提言しているというのが、この日本思春期学会というところが、こう述べられておられます。

特に性教育として取り上げにくい小学校では、体の抵抗力を高めるがん予防ワクチンとして教え、必要に応じて性感染リスクも伝えると、このようになっておるん

ですけれども、そして子宮頸がんの原因やワクチンの意義を教えることなどを、この学会は求めています。それについて教育委員会はどのようにお考えか、お答えをよろしく願いいたします。

それと他市町村の動向を見られて今後されるということですが、きょうの新聞で「斑鳩町が子宮頸がん予防ワクチンなど全額助成へ」という、きょう新聞に載っておりました。このように、もう各それぞれ町独自でいろんなことをされておりますので、その辺、積極的にこれも取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

それと教室の空調設備についてお伺いいたします。

これも新聞に載ってたんですけれども、学校の耐震化で新型交付金というのが出まして、「エコ改修補助金も拡充」という新聞記事が載っておりました。この新型交付金では「耐震化工事の実施設計費の補助率を引き上げるほか、従来のメニューを整理・統合する。さらに工事に伴って断熱材を入れるなど、二酸化炭素削減効果のある整備を行うエコ改修への補助も拡充する方針」と書いておったんですけれども。

今は学校の耐震のほうで、こういうエコを使った耐震をされておるのか。それともう1つは、このときにクーラーの設置とかをできなかったものか。その辺をちょっとお伺いしたいんです。ご答弁をよろしく願いいたします。

それともう1つ、何もクーラーだけが空調、この教室の空調だけではございませんので、クーラーにしていくと非常にお金がかかりますので、それまで一気ににはできないと思いますけれども、それまでいろんな対策があると思います。やっぱりこれは真剣に考えていただきたいと思います。

例えば、町におきましても、南側に遮光フィルムを全面的に貼られたと思います。そうしたことも1つの考え方だと思います。さらにある学校では、農業用の遮光ネットでございますね、これを窓に貼られて温度を下げられるということもございますし、いろんな工夫を重ねていくことが大事だと思うんですけれども、こういった問題を、じゃあどこが取り上げてやっていくのかということですね。その辺は教育委員会としてどのように思われているのか。お答えをよろしく願いいたします。

それと小学校給食に関してはですね、もうやはり米を使った給食に全面的に切り替えたほうがいいんじゃないかと思います。これは私の提案なんですけれども。

例えば、パンに関しては、もう米粉を使う。高い小麦を使わなくてもいいんじゃないかと思います。それと米飯給食一本という思い切った方針でされるのも1つの手だと思いますけども、この辺のところはどうお考えなのかお聞かせください。

それから中学校給食についても1つご提案をさせていただきます。

たぶん、これはいろんな意見を聞かれてやっておられると思うんですけども、1つにはセンター方式とか、それからそれぞれの学校でつくる方式とか、それからやらないとか、いろんな問題があると思いますけれども。

1つ提案させていただきたいのは、要は給食会社の調理場が学校給食のセンターという考え方ですね。だから何も町がつくる必要はないわけです、給食センターを。その民間から、もう配達してもらって、あとは児童がバイキング方式で食べていくと、そういうことも考えられると思いますので、これは1つの提案でございますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後にALTの外国語活動の問題ですが、いろんな点をやっていただいて大変ありがたいと思います。より一層これは進めていただきたいと。ただ、ご父兄のほうで、これだけ英語の時間が増えたのに会話ひとつできないという、その無理解なことが出てくると思いますので。その辺のほう、今回のこの英語の教育は、そういう文法やそういう言葉ではなくて外国語に親しんでいく、そういうことが主だと思いますので、そういう連絡とかはどうされておるのか、その辺のご理解していただくための啓蒙活動とかされておるのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ご質問ありがとうございます。

来年度につきましても、義務的経費につきましてもは予算の枠配分方式を主にやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

先ほどご答弁させていただきましたけれども、今後につきましても新たに向こう5年間の集中改革プランの策定を急いでまいりたいというふうに考えております。

そのためには、今回議案でも出してありますが、5年間においてどのような機構を新たに変えていくのか。その変えた機構によって、今回これから人事配置をどの

ようにしていくかということ具体的に盛り込ませていただきたいと思います。そのため今回の来年度4月からの機構改革であるというふうなご認識をいただければありがたいというふうに思います。

その改革に基づきまして、新たに人事配置をさせていただき、集中改革プランをつくらさせていただきます、人件費の抑制を図っていききたいというふうに思っているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 教育長、ワクチンの全額助成の部分は、住民福祉部長に答弁してもらいますので、それ以外を答弁してください。

○教育長（片倉照彦君） はい、わかりました。

子宮頸がんについて啓発活動でございますけれども、まずは教員の理解、議員ご指摘のように重要でございます。学校の医師会、それから学校協議会と、それから教育委員会の保健体育課が中心として研修会をしてきております。そこへ教員だけではなく、事務局の職員も参加をさせて研修を積みさせていただいているところでございます。

それから保護者につきましては、奈良県が配布しております「親子で子宮頸がんについて話し合ってみませんか」と、このようなパンフレットを配布するということで対応させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

それから、エアコンのことでございますが、議員ご指摘のように学校の耐震化で新型の交付金があるというふうに、平成23年度ということでございますけれども、まだ詳しい事業概要につきましては、3月ごろ国から県に通知が届く予定でございますので、現時点ではどのような事業が対象になるかは、こちらのほうはわかっておりません。注目をしていきたいと思っております。

それからクーラーだけではなく、いろんな方法でクールダウンする方法があるんじゃないかというご指摘については、私もそういうふうに認識しております。学校の位置関係もございますので、各それぞれのところで工夫は教育委員会と一緒に考えてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それから、ほとんど米飯のほうにシフトしたらどうかというご意見でございますけれども、これは今までのちょうど釣り合いのよくと言うんですか、先ほども答弁

申しあげましたように、米飯をどちらかと言えば主と置いた今献立内容となっておりますので、現時点では適切ではないかなというふうに思っておりますけれども、学校給食の運営協議会等もございますので、そこでいろいろと諮ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから民間委託、すべて民間委託でという方法があるんじゃないかというふうなご指摘でございますけれども、すべて民間委託業者から給食を運ぶ方式は、現在奈良県内では調べましたところ採用されておられません。このようなことから文部科学省も、献立の作成は設置者が直接責任をもって行うべしということがございます。本町といたしましては、委託とするのならば、委託の範囲は調理と洗浄というふうにご考えているところでございます。

それから最後にALTのことについてご指摘がございましたとおりでございます。これは、まず来年度、新学習指導要領がスタートいたしますので、学校ではPTAの総会、または学年初めの学級懇談会等で、必ずその外国語活動の趣旨については保護者の方に理解を得られますように、プリントなどを配布して説明していきたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。先ほど斑鳩町のワクチンの全額助成についてでございますけれども、田原本町につきましても、今後奈良県の指導のもと、ほかの市町村等の動向を見ながら検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。最後に1点だけ、ちょっと教育委員会のことでお願ひしておきたいことがございますので。

いわゆる教室の空調設備なんですけども、まず温度、この教室の温度がどうなったかというデータをきっちりとおかないと。平成19年度、平成20年度はたしかとっておられますけども、平成21年度、平成22年度はとっておられませんので。やはりこれは、これからはきちっと7月、9月はデータをとっていただきたい

いと。そのデータをとるのも何も難しいことはございませんので。温度計と、その書く用紙をパッと壁に貼っとけば、あとは児童に何度だということを書かせていけばいいだけです。スーパーでも温度管理表というのが、ショーケースの上に貼ってますけども、ああいうふうに、朝・昼・晩とピュピュピュと書くことは、だれでもできますので。ぜひとも温度のデータづくりをきちっとしていただきたいと思います。特に各教室によって違いますので、何も全部、その温度が違うのに、全部の教室にクーラーを入れる必要はありませんので、その辺のところをしっかりと、まずデータづくりをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

答弁は結構です。

○議長（松本宗弘君） 答弁はよろしいですか。（「はい、結構です」と古立議員呼ぶ）
以上をもちまして、5番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

寺田町長には2期目を迎えられたこと、おめでとうございます。今回の選挙で町長がどのような公約をされたのかは存じ上げませんが、ポスターには「明日を担う子ども達のために」という言葉が書かれていました。この言葉を聞いた瞬間、「中学校の給食について前向きに考えておられるのかな」と直感しましたので質問することにしました。

私のところにフルタイムで共働きをされておられる方から「中学校給食をぜひ実現してほしい」という強い思いが届いています。今年第1回定例会では、西川六男議員、植田昌孝議員、松本美也子議員からも中学校給食を実施すべきという意見が出されてきました。本日の一般質問でもたくさんの同僚議員から出ていたように存じます。

町長も4年前には「中学校弁当給食」に前向きな姿勢を示されてきました。その点では、中学校給食の意義については、よくご理解されておられると存じます。釈迦に説法となるかもしれませんが、まずは中学生の置かれている状況から述べたいと思います。

インスタント食品や添加物いっぱいの加工食品、24時間開いているコンビニエンスストアの普及。お金さえ出せば、いつでも手軽に、ほしいものをほしただけ口にすることができます。「豊かになった」と言われるこの状態が子どもたちの健全な成長を阻害しています。

夜の10時以降に、田原本駅から多くの小学生・中学生が降りてきます。塾の帰りです。塾へ行く前の軽い夕食、塾から帰って食べる軽い夜食。これが朝食に影響します。生活のリズムを乱しています。

田原本中学校の「食に関する指導の全体計画」には、「自分の食習慣を改善する必要性に気づき、実践しようとする態度を養う」と書いてあります。また、「朝食の大切さを見直そう」とも書いてあります。北中学校の「食に関する指導の全体計画」には、「食について関心を持ち、食べる意欲を育み、感謝の気持ちや規則正しい生活ができる態度を育成する」と書いてあります。また、「特に朝食の欠食状況を把握する」とも書いてあります。

言葉を変えて言うと、今の子どもたちを取り巻く環境は、決まった時間にまとまった食事をとり、間食を控えるという基本的な生活リズムを実現することが大変難しい状況だということです。

奈良県がまとめた「奈良県における児童生徒の食生活等実態調査報告書」には、女子中学2年生の約40%がダイエットをした経験があると報告されています。また、昼の食品摂取状況の項目では、学校給食の「ある日」と「ない日」とを比べています。その結果は、イモ類、種実類、魚介類、肉類、豆・加工品、乳類、小魚類、海藻類、キノコ類、野菜類、果物類で、給食が「ない日」の摂取量が大幅に少ないことが判明しています。本町では中学校給食を実施していませんので、中学校給食を実施している自治体の子どもと比べて、先ほどの食品について常に少ない摂取状況に置かれていると言えます。カロリーは十分でも成長期の子どもたちにとってバランスの取れた食事になっていません。

次に、学校給食の法的根拠について述べたいと思います。

学校給食法第1条に、「この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実に努めることを目的

とする。」と明記されています。

学校給食は子どもの心と体の健全な発達を保障することを目的にしています。

学校給食が単なる食事の提供ではなく、つくることから食べる指導をひっくるめて教育的学習活動と位置づけられています。

そこで質問します。子どもたちの置かれている状況と法律の目的を達成する立場を踏まえて、中学校給食の意義をどのように認識されていますか。

本町の中学生の実態がどうなっているのか。心配になるところです。

続いて質問します。田原本中学校と北中学校の朝食の摂取状況がどうなっていて、学校の指導によってどのように改善されたのか。弁当を持参せず昼食にパンを食べている生徒の食生活がどのように改善されたのか。答弁を求めます。

今年の第1回定例会で濱川教育長は、「子どもの育ちを見守り、その育ちに責任を負うのは保護者です。給食の搬入から配膳、後片付けに時間がかかる。授業や部活動の時間への影響と給食指導における教職員の指導負担増もかんがみ、慎重に検討する。中学校給食を含む学校給食のあり方について検討したい。内部的な役場職員による形で検討してまいりたい。平成22年度で方向性に道をつけていきたい」と答弁されました。

また、「学校給食は、児童（生徒）に栄養のバランスの取れた食事を提供するだけでなく、同じ場所で同じ食事をとりながら、児童と児童、児童と教師との心の交流が行われる場であるとともに、望ましい食習慣を養い、好ましい人間関係の育成を図る学習の場であると考えている」と述べておられました。

中学校給食の実施状況は、全国的には7割を超えており、県内では数少ない市町だけが未実施で、多くの市町村は既に実施しています。

そこで質問します。学校給食の教育的効果を認識しながら、小学生には給食を提供し、中学生への責任を本町が果たせない理由は何ですか。

東北福祉大学の調査では、大学生の中で、男子では中性脂肪の高かった人が多かった。そして不安感や疲労感が顕著に出ていた。女子では総コレステロール値の高かった人が多かった。そして、抑うつ、落ち込み感や怒りなどが強く出る傾向にあった。その原因は夜更かしで朝食をとらないこと、ミネラル源になる海藻、良質のたんぱく質を含む大豆や魚類を大半の学生が食べていないこと。スナック菓子、ア

アイスクリーム、クッキーなど糖質、脂質を間食として過剰摂取していることがわかったと報告されています。食生活の乱れが青年期まで続いているそうです。

またダイエットも、はやっています。無理なダイエットをすると、低栄養状態に陥るそうです。低栄養の症状としては、貧血のほかに皮膚の発疹やむくみ、爪や骨の変形、筋肉の消耗、下痢などの消化器症状、うつ状態などになるそうです。また、サプリメントを摂取することも、はやっています。本来の食事をとりながら補助的にサプリメントを利用するのなら、まだましですが、サプリメント中心の食事をされている方もいるそうです。

これらのように、将来不規則で間違った知識をもとに食事をする青年を生み出さないためにも教育は大切です。知識だけによる教育ではなく、本当においしくて楽しい食事を給食で提供しながら、ちゃんとした食事を規則正しく食べることの大切さを理解できる教育としての給食が必要です。「明日を担う子ども達のために」、中学校の給食実施に向けてゴーサインを出されることを求めます。

2番目の学童保育について質問します。

「明日を担う子ども達のために」、第2弾は学童保育について質問します。

平成21年第1回定例会の私の質問に答えて、町は学童保育の役割を「近年著しく少子化傾向が続いており、我が国の将来の社会、経済等に大きな影響を与えることが懸念される中、子どもたちを安心して産み育てることができるようにすることは、地域づくり、まちづくりの基本であります。そういったことから、学童保育は子どもにとって家庭的な雰囲気や安全な遊びを通じて生活指導を行い、健康でよい習慣を身につけること、子どもの視点でよりよい親子関係を築いていくためにも大変重要な事業であると考えております」と高い認識を示されました。

そこで、これだけ高く評価されている学童保育に対する町の設置運営基準について質問します。

まず、設置運営基準を定めていますか。適正規模・職員配置基準・事業内容・安全対策について、町の定めておられる基準を答弁願います。

本町での学童保育は14年間の経験を積み重ね、「子どもたちが大好き、お母さんの代わりと思っています」という指導員さんたちに囲まれて、子どもたちが生活しています。クリスマス会、誕生会なども、みんなで楽しくお祝いしています。本

町でも、今や学童保育はなくてはならない存在となっています。

ところが、町は今年になって、学童親の会に対して、「学童保育の運営を引き受けてほしい」と打診されたと伺っています。何か問題があるのかなと心配しております。

そこで質問します。町が直接運営できない理由は何ですか。学童親の会に提示された条件はどのようなものですか。

本町が5小学校すべてに学童を設置した翌年、国でも学童の重要性を認識され、児童福祉法に学童保育が位置づけられました。それ以後、ガイドライン作成、量的・質的拡大が検討されてきました。最近出された子ども・子育て要綱では、「保育サービスの利用者が就学後の放課後対策に円滑な移行を可能とする。小4以降も、必要な子どもにサービスを提供する」と明示されました。学童保育に対する認識と役割は年々高くなってきています。若い夫婦が子どもをもうけ、力を合わせて育てるには、保育所と学童保育所がなくては生活が成り立ちません。4年生以上になって学童保育所を利用できなくなり、大変困っておられます。

そこで質問します。町は学童保育の対象学年を引き上げ充実させるべきではありませんか。答弁をお願いします。

町の人口動向は、18歳、22歳という時期にたくさんの青年が町外に移動されます。その抜けた人数以上の方々が引っ越してこないと人口は減少します。若い世代をいかに呼び込むかによって、町の人口構成、将来に影響します。若い夫婦にとって学童保育の充実は不可欠です。

学童保育は、ただ単に子どもを預かる場所ではありません。子どもたちが家庭で過ごしているようにリラックスして過ごせる場所です。そのためには「子どもの集団が固定している」「いつもの指導員がいる」「専用室がある」ことが要件です。共働き、一人親世帯が増えている中、子どもたちに放課後の安全、安心な生活を保障する学童保育の量的拡大・質的な拡充は、ますます求められています。「明日を担う子ども達のために」、金銭的にも、制度充実にも、町がちゃんと責任を果たされることを求めるものです。

最後に第3番目として、国民健康保険について質問させていただきます。

国民健康保険の広域化が進められようとしています。これまでは各市町村で運営

されていましたが、今年の5月に改正された国保法に、都道府県に対して広域化等支援方針（「国保広域化」推進のため、市区町村に対してどのような支援を行うかという計画）の策定が「できる」とされました。「広域化等支援方針」策定は義務ではありませんが、今月中に策定したら「特典」をつけてあげますという通達が出されていますので、広域化を誘導する姿勢は明らかです。しかし、国保の広域化が生活にどんな影響を与えるのか、はっきりしていません。

例えば奈良市の平成21年度国民健康保険会計は法定外繰入れ2億円を入れて、なおかつ7億4,000万円の赤字です。広域化されたとき、この赤字を埋めるために値下げは考えられません。

そこで、どのような内容になるのか、明らかにするために質問をします。

まず1番目として、75才以上の方は2年後に広域化されるのか。どのような形態で広域化されるのか。

2番目として、75歳未満の方が広域化された場合、本町現行保険料と比べて保険料はどうなるのか。

3番目として、広域化後、「執行停止」等の判断は現行制度を踏襲できるのか。

4番目として、被保険者にとって有利なことがあるのか。

5番目として、町として被保険者の健康に責任を持つ立場で、どのような役割を果たされるのか。答弁願います。

県下の国保税（料）で一番高いのが奈良市ではないでしょうか。その奈良市が大幅な赤字だということは、国保の規模が大きくなれば国保税（料）が高くなることを物語っています。黒字になっても町独自に保険料を下げることはできません。

国民健康保険は、国保法第1条に「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と定められています。その性質は「相互扶助」ではなく「社会保障」です。広域化が被保険者（住民）にとって何のメリットもないどころか、負担が増えてサービスが後退するとしたら、住民に奉仕する町として、県や国に対して広域化反対の意思表示をするべきだと考えます。

最後に、どのような努力をされておられるのか、答弁を求めて一般質問といたします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 9番、吉田議員の第1番目、中学校給食についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目、子どもたちの置かれている状況と法律の目的を達成する立場を踏まえて、中学校給食の意義をどのように認識されていますかとのご質問でございますが、学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材であると認識するとともに、弁当を持参できない生徒への対応の考慮も欠かせないものと考えております。

次に第2点目の中学校の朝食の摂取状況がどうなっていて学校の指導によってどのように改善されたのか。食生活がどのように改善されたのかのご質問でございますが、平成20年度、平成21年度における全国学力・学習調査結果として、「朝食を毎日ほとんど食べていますか」の項目では、全国平均に比べて、できていないという結果でありました。平成20年度、全国平均92.4%に対し、町平均89.0%で3.4%の減、平成21年度、全国平均91.9%に対し、町平均が87.7%で4.2%の減でありました。

また、弁当を持参せず、昼食にパンを食べている生徒の食生活については、家庭的な理由により弁当を持参できない生徒は840人中20人程度で、パン・コンビニ弁当等を持参・購入しております。

本町においても、家庭における基本的な生活習慣を今一度見つめ直し、学校と家庭が連携し、協力しながら子どもたちの生活の再構築を図っていきたいと考えております。

次に第3点目の学校給食の教育的効果を認識しながら、小学生には給食を提供し、中学生への責任を本町が果たせない理由は何ですかとのご質問ですが、本町における中学校の昼食については、これまで家庭のぬくもりや家庭の味を感じ、家族のきずなを深めるものであること、体格・食事量など、個人差に応じた対応が可能であることから、家庭からの弁当持参としてきたところであります。

しかし、食をめぐる環境の変化に伴い、パン・コンビニ弁当等の簡易な昼食で済ませている生徒もいる状況が見られることから、家庭における食育の大切さを伝えるとともに、中学生の健全な育成を図る必要があります。

また、中学校給食を含む学校給食のあり方については、先ほど古立議員のご質問にご答弁申し上げましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） 第2番目の学童保育についての第1点目の設置運営基準を定めていますか。適正規模・職員の適性配置基準・事業内容・安全対策について町の定められている基準についてのご質問でございますが、子どもの健やかな成長は家族にとって大きな願いであり、社会にとっても次の世代を担う大きな原動力であります。本町におきましても子どもたちを安心して産み育てることは、まちづくりの基本と考えております。

議員お尋ねの基準については、田原本町放課後児童健全育成施設設置条例及び田原本町放課後児童健全育成施設設置条例施行規則で定めており、保育施設の適正規模については、学校の余裕の教室を利用し、保育収容人数については、国の補助基準を参考にしております。また保育職員の適性配置については、子どもの登録人数、障がい児の受け入れ人数に応じて適正に配置しており、保育の安全対策については、国のガイドラインに基づき学校の協力を得ながら安全対策に努めております。

次に第2点目の町が直接運営できない理由は何ですか。学童親の会に提示された条件はどのようなものですかとのご質問でございますが、学童保育につきましては、14年間の学童保育の実績を積み重ねているところでございます。

町といたしましては、事務事業の見直しの一環として学童保育に指定管理者制度の導入を図ることも視野に入れて対処してまいりたいと考えております。また、「学童親の会に提示された条件はどのようなものですか」とのご質問でございますが、学童の保護者で構成されております親の会に条件提示は行ってはおりません。

次に第3点目の町は、学童保育の対象学年を引上げ充実させるべきではありませんかとのご質問についてでございますが、対象児童につきましては、田原本町放課

後児童健全育成施設設置条例及び施行規則で定めております対象児童は、児童福祉法第6条の2第12項の規定に基づき、概ね10歳未満の児童で保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から3年生に就学している児童であり、前年度学童を利用していた小学4年生及び学童利用の小学3年生以下の弟妹がいる小学4年生以上の兄や姉については、長期休暇期間及びその前後の短縮授業期間中を学童保育の対象として行っており、対象学年の引き上げについては考えておりません。

次に第3番目の国民健康保険についてお尋ねの第1点目の75歳以上の方は、2年後に広域化されるのか。どのような形態で広域化されるのかとのご質問でございますが、厚生労働省の実施いたします高齢者医療制度改革会議において、国保の都道府県単位化の進め方について、「平成25年度以降の第一段階においては、75歳以上について都道府県単位の財政運営とする」と示されており、「都道府県単位の運営主体」を具体的にどこにすべきかについては都道府県が担うべきとする意見が多数であるが、慎重な意見もあり、新制度の全体像を踏まえ、また将来的な財政試算等を明らかにしつつ、引き続き検討するとされているところでございます。

第2点目の75歳未満の方が広域化された場合、本町現行保険税と比べて保険料はどうかとのご質問でございますが、奈良県が策定いたします国民健康保険広域化等支援方針案において「標準保険料の設定に向けて検討、調整を進める」とされておりまして。

第3点目の広域化後、「執行停止」等の判断は現行制度を踏襲できるのかとのご質問でございますが、現在、県の広域化等支援方針案においては、具体的な実施については示されていない状態であります。

第4点目の被保険者にとって有利な事があるのか、第5点目の町として被保険者の健康に責任を持つ立場でどのような役割を果たされるのか、第6点目の県や国に対して広域化反対の意思表示をしているのか、以上のご質問につきましては、高齢化の進展、医療の高度化による医療費の増加、若年者の減少、非正規雇用の増加による収入の低下等、国民健康保険が抱える構造的な問題に対応するため、今般、県は「安定的で持続可能な運営のための広域化」、「安心して穏やかに暮らせる健康長寿県の実現」を目指すべき姿として広域化支援等方針案を示しております。

本町も希求するところは同じであり、被保険者の健康に責任を持つ立場として、

健康づくりの推進も怠ることはできないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 答弁ありがとうございます。

それでは中学校給食から再度質問させていただきます。

今回質問するに当たって、田原本中学校と北中学校が出している食に関する指導の全体計画というのをいただきました。これは平成19年ですかね、作成されたものだと思います。平成19年に作成されたものが、平成19年、平成20年、平成21年と3年間たって、今年は4年目ということで、この中に先ほど言いましたように、朝食をとりましょう、規則正しくとりましょうと書いてあるわけですね。そういうことを3年間やってきた結果のことが、私の質問にしたことに対して一言も答弁いただけてないと。全国学力テストの結果はこうですよと、悪くなってますというようなことはありましたけども。それでは、食育ということで出てきて、わざわざ学校が計画を立てたことに対して、どうだったのかというのがないのと違うかなという心配をするんです。

この点ではね、家庭における朝食については、学校と家庭が連携し協力しながら子どもたちの生活を再構築を図っていきたくてかですね、家庭における食育の大切さを伝えるということ具体的になどどのようにやってこられたのかと。これが本当にできるのかなということに大変な疑問を感じます。その点ではどういう方法があるのかと、できるのかということ、まずひとつ答弁願えたらありがたいなと。

それとですね、中学校給食の意義については、大変高い意義を示していただいたんです。重要な教材であると、学校給食がね。ところがね、なぜ中学校給食をやらないのかと言ったら、中学校給食については家庭のぬくもりや、家庭の味を感じ、家族のきずなを深めるものであると。こういうのはね、まあ言ってみたら、先に中学校給食という意義や、それから効果に対しては全く入ってないんですね。

町の教育委員会がですね、こういうことで中学校給食が大切だと言いながら、しない理由は、また別にあるんですよというところで、話をすり替えるというのが今の田原本町の学校給食に対する判断かなと思うわけです。その点では、国から出している資料にしても、先ほど私が申しました、奈良県が出している児童生徒の食生

活等実態調査報告にしてもですね、中学校給食をしているところと弁当ではカロリーが違うんですよ。必要なエネルギーがとれないんですよということが示されているわけですね。しかも、その中学校給食は大切な教育の一環なんだと言いながら、中学校給食をしないというところがね、やっぱり私には解せないですね、理解できない。その点ではですね、先ほどは家庭とのコミュニケーションでどういうふうに努力していくかという方法があるんなら答弁していただきたい。

それと中学校給食については、かなりお金がかかる問題ですので、この辺については、やっぱり「明日を担う子ども達のため」にと考えておられる町長の中学校給食に対する意識を、位置づけをですね、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

それから次の学童保育についてです。学童保育については、残念ながらね、私、一生懸命、ない知恵絞って書いた文章で質問したわけですけども、その質問に対しては、ほとんど答えていただけていない。

まず1番目の質問はですね、田原本町には設置運営基準があるのかという質問でした。まあ答えを聞いて私の感じるころは、ちょっとありますけども、ほかは整っていないから、それは運用でやっていますという答えだと思うんですよ。ですから田原本町には、この学童保育をやるに当たって運用基準はないんだという答えをいただいたという理解なんです。その点はどうかということと。

あとですね、それと直接町が運営できない理由は何かと聞いているんですね。それを聞いているにもかかわらず、指定管理者制度への導入を図るんだと。これ、全然違うんですね。それなら、なぜ指定管理者にするんだということを答えてもらわないと、私の質問に対する答弁にならないんですよ。ですからそれについては、なぜ田原本町が直営できないのかということを確認に答弁をお願いします。

3番目の学童保育の対象学年を上げるかどうかということについては、これも全く答弁になっていないんですよ。田原本町でこう決めているからしませんというだけでね。ですから全く検討してないのかという、検討もする気もないのかということかもしれませんけどね。

私の知っている方はですね、小学3年生まで学童保育をされていました。ところが小学4年生になったら利用できない。どうされているかと言ったら、近所の奥さんをお願いしてですね、子どもさんを預かってもらっているんですよ。それで何と

か共稼ぎをやっておられるんですよ。

ですから各家庭では大変苦勞して放課後の子どもの環境をつくっておられる。国がね、やっぱり言ってるようにですね、小学校でもやっぱり、子どもさん一人で家に放っておくことはできないわけですからね、それは田原本町が責任を果たす必要があるんじゃないかと。検討する余地はあるんじゃないかと思うんですよ。しかも午後6時までを午後7時にすると、そういうサービスの拡充も検討する必要があると思うんですよ。それについてどう考えておられるのか。再度答弁を求めます。それと国保についてです。

国保はね、例えば、例を挙げますと、私は議員報酬だけですので年間大体530万円という収入ですね。これに対して国保税を払っているわけです。奈良市の国保税(税)の計算でいきますと、今払ってる国保税よりも3,600円上がるんです。あそこは資産割がありませんので、まあ3,600円にとどまるわけですね。

例えば大和高田市、この料率で当てはめるとね、私は4万2,600円増えるんですよ。ですから田原本町は高いんですよ、高いけども、もっと高いところもあるんだなというのをわかっていただきたい。

それで、わかっていただいた上で、平成20年度の各自治体の国保の決算です。たくさんの自治体が赤字を計上されています。奈良県下の自治体の国保会計の赤字の合計は約26億円ですね。黒字を計上されておられる自治体もあります。それは合計で約14億円。差額が約12億円と。しかし、この黒字・赤字の中にも一般会計から赤字補填をされている額があるんですよ。その額は7億8,000万円です。実質20億円の赤字が奈良県全体の中で国保にあるということ、ぜひ認識していただきたいと。

そうなるそうですね、国保で奈良県が1つになったら、本当に田原本町におられる、今国保に入っておられる方に、部長がおっしゃったような安定的に持続可能な運営のための広域化となるのかどうかということには非常に疑問を持っているんですね。安定的に持続可能な運営のための広域化ですよと、安心して穏やかに暮らせる健康長寿県を実現するためにも一本にしたらよろしいんですよと。本当にそうなんですか。田原本町としてね、県も考えます、国も考えます、田原本町としても考える必要があるんじゃないですか。ここであんまり細かいことは言いませんので。

田原本町が、この広域化によって国保の加入者にどんな影響が出るか、検討されているかどうかだけ答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。議員お述べのように、中学生だけではなく、小学生の給食ではなく、食に対する大切さというのは、私も十分に認識をしておるところでございます。

ただ、小学生から中学生になりますと非常に体格等も違いますし、また給食等も今おっしゃっているように、すべて食べてどれだけの栄養バランスであるかという話であります。またダイエット等をされる方は、給食にしてもダイエットをしていくわけであります。そういった点では、すべて食べてそうであるというのと、確かにバランスの問題で自分の好きなものだけを持ってくると、そういう子どもたちもいるでしょうが、これはすべて食べてというだけの話であって、カロリーベースの話と少し違う話ではないかと私は思っております。

確かにおっしゃるように、中学生の食については、非常に大切であるということは認識はいたしておりますが、しかし、家庭において食というものが一番大切な話でありまして、今教育の場において、教育について、しつけにおいても学校に丸投げのような状況の中で、今度昼の食事においても学校にすべてを丸投げするような、そんな方式はいかなるものかと私自身は考えておるところであります。

確かにご両親が共稼ぎによって非常にお忙しいご両親もあるでしょうけれども、そういった方々であれば、中学生になれば、そろそろ自分で自分の弁当ぐらいを入れてくる日があっても構わないだろうと思えますし、いろんなやり方等もあろうかと思えます。すべて給食を否定するわけではありませんが、そういったことを鑑みてどの方向がいいのか、今、十分に検討させていただいておる状況であります。

先ほど古立議員からもご質問がありましたけれども、こういった方向性があるのかを列挙させていただいて、すべてをテーブルの上に乗せて、これは物理的にできるものか、また財政的に困難なものかなども踏まえて、今年度中に方向性を示させていただきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 食生活の改善につきましては、できるものなのか、できないものなのかというふうなご質問でございますけれども、私ども授業を通して学校では子どもたちに、いわゆる食生活については指導しております。できる、できないということではなしに、私たちが、教員、学校では本務といたしまして、食生活の大事さを子どもたちに訴えていくということでございます。また、保護者にも協力いただくということで、今後とも授業の中で徹底して指導してまいりたいと思います。

それから中学校給食のことでございますけれども、先ほど答弁申し上げましたように、重要な教材であるということについては十分認識をしております。ただ、本町で長らく家庭のきずな、また家庭のぬくもりを大事にしてきた弁当持参ということについては否定するものではございません。ただ、そのことにつきましても、町長、今申し上げましたように、今後中学校給食を含む学校給食のあり方については十分検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） どのような方法でというのは、それでよろしいですか。

（「もうよろしいですよ、はい」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。

第1点目の運営運用基準はあるのか、ないのかについてでございます。運用基準につきましては、当町は定めておりません。しかし、町の条例等、規則等によって、その学童保育についての運用をしております。

2点目の直接できない理由はなぜですかということでございますけれども、このことにつきましては、先ほど私が答弁で申し上げましたように、事務事業の見直しの一環として学童保育を指定管理者制度の導入を図ること、もしくは視野に入れて対処していきたいなという考えをしております。

第3点目の……。 （「それでは答弁になってないと言ってるんですよ」と吉田議員呼ぶ）

はい？ （「何回言ったらわかるんですか。指定管理者制度は直接じゃないでしょう」と吉田議員呼ぶ）

まあ指定管理者制度を導入……。 (「じゃないでしょう。なぜ直接できないかと言ってるんですよ」と吉田議員呼ぶ)

○議長 (松本宗弘君) 部長、直接運営ができるか、できないかを、それを答えたらいいんですよ。指定管理者制度を入れるからおかしいんです。

住民福祉部長。

○住民福祉部長 (松田 明君) 学童保育につきましては、今後保護者のニーズ、また地域の住民の方の柔軟な対応をとっていききたいなと思っておりますので、そのことを検討しながら、今後どういう方向でしていきたいのかを考えていきたいと。

とりあえず今につきましては、学童保育は民から官に移していきたいなど、ということを考えております。

そして第3点目の対象学年の引き上げにつきましては、先ほど申しあげましたように、引き上げについては現在のところ考えておりません。

そして国民健康保険の国保税でございますけれども、田原本町につきましては、今現在、国で高齢者医療制度改革会議におきまして、75歳の方を2年後につきましては広域化する。その75歳より上の方につきましては、一応、国民健康保険に入れるという大まかな筋は決まっておりますけれども、国のほうにもはっきりとした指針が示されておきませんので、田原本町につきましても今現在検討は重ねておるところでございますけれども、はっきりしたことは、今のところ考えておりません。

○議長 (松本宗弘君) それと対象学年は上げる気があるのかの、その後にサービスの拡充があるのかという、そのサービスの拡充というものも答弁しておいてあげないといけません。それは抜けてますので、答弁。

○住民福祉部長 (松田 明君) サービスの拡充と申しますのは、やはりニーズに応じて今後検討していきたいなと考えております。

○議長 (松本宗弘君) 9番、吉田議員。

○9番 (吉田容工君) 大変2期目を始めるに当たってですね、失望しました。

町長が食に対する教育の大切さを強調される反面ですね、何かすべて食べてこそ栄養価なんだとおっしゃいますけれども、すべて食べる食事を提供してますし、言えば小学校の給食にあってもですね、田原本町の給食の残渣率は少ないですよ。その点ではね、学校の調理員さんの努力もありますけれども、教育の一環として食材

を提供することによって、食に対する理解を深めていっていることが、小学校の私はその残渣の少ない状況だと思うんです。ですから先ほど言いましたように、ダイエットやサプリメントに走らない、それを指導することこそが、中学校給食の大切な役割じゃないかと思うんですよ。

それと、家庭における食が大切と言われますけどもね、家庭において食が提供されてないから、昼を持って来れないという。要するに、先ほど私は最初に言いましたけどもね、家庭の貧困化を子どもの貧困化にするのかということなんです。町長のように裕福な家庭におられる方は、そういう心配はないわけですね。それがやっぱり中学生の中には、いろんな家庭があるわけですよ。自分で弁当つくって来いと言ってもですね、材料が揃ってなかったらつくれないんですよ。子どもが食材を買うお金を持っているかと言ったら、持ってないんですよ。ですからね、おっしゃってることはね、ちょっと本当に現場のことを見ていないと言うか、中学生の実態を理解した上での発言じゃないと思うんです。これは撤回していただきたいと思えますけども、どうか。それはお任せします。

それと学童保育についてですけども、部長、これ全然答弁になってないですよ。なぜ田原本町が直接できないのかと。なぜ指定管理者制度にするんだと。それが事務事業の見直しの一環、要するに経費を削減するためにだけしかないのかということですよ。

今、田原本町が学童をやっておられますよ。やっぱり預けている父兄からしたらですね、親御さんにしたら、やはり午後6時から午後7時にしてほしいなと思ってる人がたくさんおられるんですよ。実態を知ってますか、そのことを。そして小学校4年生以降も預かってほしいと思う父兄の方は、全部じゃないですよ、おられるんですよ。実態を掴んだ上で町がどう対応するかということを決めてもらわないといけないわけですよ。ですから、その点で今おっしゃってたのは、指定管理者制度になぜしないといけないんだと、なぜ町が責任果たせないんだということを答弁してもらわないといけないわけです。その点では部長が無理ならですね、町長、答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ご質問ありがとうございます。議員おっしゃるように食の大

切さはわかっているんです。ただ、ダイエットをしないようにする、サプリメント中心の食事をしないようにするというのと、給食というのは全くかけ離れた話であります。そういった指導をするのは、もちろん指導はしていかなければならない。ただ、給食がそれがすべてであるのかということはおかしな話で。

小学生にとって残渣が少ない、それは当然であります。なぜなら先ほど申し上げましたように、小学生のほうは、やはり体格差がそれほどないわけであります。中学生になってくるにつれて、やはり体格差、また食べる料理も変わってきますし、そしてダイエット等をする子も実際におることはおるんですよ。そういった面で変わってくるのは事実だと私は認識をしております。

それから弁当を持って来れないというのは、それで家にも食材がないというのであれば、これは給食と全く別の手当てをしていかなければならない話だと思います。そういう子どもたちが、もしいるのであれば給食で手当てをするんじゃないかと、家庭に対してどういう指導をしていくべきなのかといったところで考えていかなければならない根本的な問題であろうかと思っておりますので、これをちょっと一緒にしていただければ、私は困るというふうに思います。

それからもう1点、学童の話でありますけれども、学童につきましては、私たちは十分に今責任を果たさせていただいて、今の14年間という歴史の中で積み重ねを重ねていき、そして保護者の皆様方には十分にご理解を得てきたところであると、私は実績があるというふうに考えております。その中において、今後より以上のサービスの提供をしていくためには、指定管理者というのも視野に入れていく必要があるんじゃないかという部長の答弁であったと私は理解をしております。

我々行政として責任を果たせないんじゃないかと、行政としては十分なる責任を果たしてきましたし、法律に基づいて10歳、概ね10歳までの子どもたちに対して責任は果たしてきたところであります。今後においてどうしていくかという話を部長は一步踏み込んで話でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、経費削減のためかということ、もういいですか、答弁は。よろしいですか。（「いいですよ」と吉田議員呼ぶ）

以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（発議第11号及び報第18号より議第50号までの
20議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第11号、田原本町住宅リフォーム促進助成条例及び今期定例会に一括上程いたしました報第18号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告より議第50号、指定管理者の指定についてまでの20議案について、去る13日に行われました提案者の趣旨説明及び町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。

総括質疑、ありませんか。6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので総括質疑をしたいと思います。

報第24号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について3点質問をいたします。

1つ目、この条例を改正する根拠についてご説明をいただきたいと思います。

2つ目、提案理由では50歳代後半層の一定の率の減額、中高年齢層の一定の引き下げと説明されておりますが、50歳代後半層、いわゆる56歳以降の職員の方の引き下げ率及び中高年齢層40歳代以上の職員の引き下げ率、そして職員全体の引き下げ率は幾らになるのか、お教えをいただきたいと思います。

また、期末・勤勉手当、0.2カ月分の引き下げに伴って職員の平均年収は幾らのマイナスになるのかお答えをいただきたいと思います。

3つ目、この改正に伴って、国家公務員を100としたときの本町の職員の給与のラスパイレスは幾らになるのかお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） それでは3点のご質問をいただきましたので順次お答えをまいります。

まず改正の根拠ということでございますが、これにつきましては、公務員につきましては、労働基本権の制約等の代償措置としての人事院勧告がございますので、それを踏まえてやっていきたいと。それと公務員につきましては、市場原理による

決定が困難であるということで、労使交渉等によりまして、経済情勢、雇用情勢等を反映して決定された民間の給与に準拠して定めることが最も合理的ということから、この改正をさせていただくもの。そして地方公務員法の第14条の規定に基づきます情勢適応の原則という部分がございます。それと地方公務員法の第24条第3項に基づく公務員の生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与その他の事情を考慮して給与を定めなければならないという部分で、これの勧告を受け入れいたしまして、一般職の職員に関する条例等の一部を改正させていただきます。

そして2番目の田原本町の一般職の給与の月例給の何パーセントの引き下げか、それと期末勤勉手当の何カ月の引き下げになるのかという、それと年収が幾らぐらいのマイナスになるのかと、こういうことでございますけれども。これにつきましては、全体としては0.19%の引き下げでございます。そして56歳以上の職員につきましては1.5%の引き下げでございます。そして中高年齢層40歳以上56歳未満の職員につきましては1.5%の引き下げになると、こういうことでございます。

それと期末勤勉手当につきましては、現在の4.15カ月から3.95カ月にいたしまして、0.2カ月の引き下げをすると、こういうことございまして、平均年収では約30万円程度の減額になると、こういうことでございます。部長クラスで約30万円程度の減額になると、こういうことでございます。

そして国家公務員を100といたしまして、平成21年4月現在のラスパイレス指数でございますけれども、90.8%と、こういう結果でございます。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 56歳以上の方は1.5%で、40歳代以上の方は1.5%ですか。（「0.1%でございます」と総務部長呼ぶ）

0.1。（「はい」と総務部長呼ぶ）

先ほど部長さんのことはお話いただきましたけども、全体の平均年収は幾らぐらい下がることになるのかはわかりますか。

○議長（松本宗弘君） わかりますか、総務部長。（「それだったら、また後で結構

です」と西川議員呼ぶ)

後で、それでは総務部長、資料出してあげてください。（「はい」と総務部長呼ぶ）
6番、西川議員。

○6番（西川六男君） この改正は人事院、あるいは県の人事委員会の勧告に従って、法に基づいて実施されるということですが、8月に出されました人事院の勧告では、官民格差ということで757円、0.19%の官民格差があるとされております。

ところが奈良県の人事委員会の勧告では383円、0.10%の官民格差があるとされています。そのため国の人事院の勧告では、年間所得が平均で9万4,000円、1.5%も引き下げになります。ところが奈良県の人事委員会の勧告では、平均の年収は8万8,000円、1.4%の引き下げになるそうであり、田原本町の職員の皆さんの平均年収は、ちょっと今お答えをいただきませんでしたけれども、部長級で30万円近くになるというお話でございます。

ご存じのように日本の経済は大変不透明な中であっても、景気の二番底の危機も薄らぎまして、穏やかではありますが、景気の緩やかな回復は望めるようになってきたというふうに言われております。そのため企業の収益も回復しつつ、今まで引き下げてきた賃金も引き上げる企業が多く見られるようになりました。例えば、2010年の春闘の賃上げの結果、これは昨年比で国民春闘共闘が5,771円、1.86%の引き上げ、連合、4,879円、1.69%の引き上げ、日本経済連、大手が5,886円、1.86%引き上げ、中小で3,842円、1.52%の引き上げを示しております。

人事院勧告の種別民間給与実態調査においても、ベースアップを実施した事業所の割合は15.8%と昨年の14.3%を上回っております。ベースダウンを実施した事業所の割合はわずか1.1%に過ぎません。

今回の人事院の勧告による基本給の引き下げは、やはり政治的に公務員人件費2割削減を、まず掲げて、そして人件費削減ありきで意図的に作り出されたものであるという指摘も一部でされております。もちろんこの引き下げは生活給である月例給の引き下げにとどまらず、退職金や年金の算出の基礎にもなります。とりわけ56歳以上の定年間近の職員にとっては大変深刻な問題であると私は考えます。

先ほども説明いただきましたが、町長の提案理由で、人事院や奈良県人事委員会の勧告に準じて格差を解消するというお話でございますけれども、田原本町が国家公務員の給料を100としたとき、田原本町のラスパイレスは90.8%で、国家公務員よりも低い中で、さらに田原本町の職員の給与を引き下げられるのは、これは何を根拠にしておられるのか。先ほど民間の給与等云々をおっしゃいましたけれども、先ほどご紹介申し上げましたように、春闘では原則的に上がっております。そういう点も踏まえて、田原本町の職員の給与を引き下げられる理由をお教えいただきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 先ほども申しましたように適正な給与を確保するための部分での条例の改正と、こういうことございまして、民間企業に準拠いたした形で改正を合理的にさせていただくと、こういうことございまして、ご理解をいただきたいと、そのように思うわけでございますけれども。

先ほどお答えを抜きました部分につきまして、お答えをさせていただきます。

中高年齢層でも40歳代以上の給与の減額につきましては、該当者は120名で年間4万4,200円の減額でございます。

そして55歳を超える職員、6級・7級の該当者につきましては、先ほど申しましたとおりございまして、給料で13万3,000円、管理職手当で1万7,035円でございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） この後、また委員会のほうで、この問題について付託を受けて論議されると思いますので。私が先ほど春闘の話をお聞きさせていただきましたが、適正な給料であると、それは民間に準じて下げるというお話でございますが、また委員会のほうでもご検討をいただければと思います。

終わります。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは少しだけ総括質疑をさせていただきます。

まず、報第18号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処

分の報告ですが、新型インフルエンザワクチン接種助成費補助金ということが書かれています。この内容について説明をお願いしたいのと、このことをどのように広報をされているのかということをお答え願います。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） はい、お答えいたします。新型インフルエンザワクチン接種の内容につきましては、対象者は0歳から64歳までの住民税非課税世帯及び生活保護世帯でございます。助成につきましては、0歳から12歳までは2回接種で1回目が3,600円、2回目が2,550円で、合計6,150円でございます。13歳から64歳までにつきましては、1回接種で3,600円でございます。

制度上、自治体が知らず接種された方については、後日住民税の非課税世帯及び生活保護世帯を確認した後、公費で直接費用の返還をいたしております。

そして広報につきましては、町の広報の折り込みを配布しております。また生活保護世帯につきましては、対象者は確認できますので、生活保護費の支給日に保健センター職員が面接し、インフルエンザの接種の説明を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これはいつから始まったのか、ちょっとはつきりわかりませんが、もう既に専決ですから、やっておられるんですよね。それで10月からかなと思いますけども。

要するに、0歳から64歳の方で生活保護を受給されている方、そして住民税非課税の方に対して公費が出ますよということですよ。それ以外の方は一般のところで受けてくださいよと。3,600円以下で設定してますよということですね。

なかなかね、町の広報にも入れてもらっているんですけどもね、わかりにくいんですよ。やはり住民税非課税の方は全額公費が出ますよと、ただでワクチン受けられますよということが、うまいこと書いてありませんし、いつまでこれができるのかということも書いてないんですね。その点ではね、インフルエンザワクチンのQ&Aというのを載せていただけてますけども、やっぱりこういうふうに接種を願うと

ということになると、もっと明確にわかりやすいメッセージを住民の皆さんに届ける必要があるんじゃないかなと思うわけです。

その点ではですね、高齢者のインフルエンザ予防接種、1,500円ですよ、これは12月末ですよと、そして今言っている新型インフルエンザのワクチンは3月末ですよ、その辺もよくわかりませんし、高齢者の場合も12月を過ぎても1,500円でいけるんですか。その辺もちょっとわからないので、そこのところをもう少し詳しく説明してもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） そのことにつきましては、住民さんには十分広報、毎回広報、毎月載せております。そして非課税世帯の方につきましても、広報の中にも全部掲載しておりますので、もしわからない方は、うちの担当の保健センターの係のほうへ電話をいただければという形の広報を載せておりますので、それで十分対応できるかなと考えております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 部長ね、そういう見え透いたことは言わないでくださいよ。私、広報を持っているんです、ここにね。持ってしゃべってるんですよ。ですから、知りながら言ってるんだから、ちゃんと広報見てもらったらわかりますよということではないということを言ってるんですよ。そこを受け止めて答弁をしてもらわないとですね、何を言ってるんだとなるわけですよ。

この広報を見たらね、高齢者インフルエンザ予防接種は12月末までと書いてあるんですよ。それ以上、書いてないですよ、どこにも。もし12月末までに行かなかったら、3月末でいけますなんて、どこにも書いてないでしょう。

それと先ほど言ったように、インフルエンザ予防接種で住民税非課税の方は無料で受けれますよということは、特に書いてないですよ、まあ特段にね。文章の中には書いてありますよ。タイトルは「インフルエンザ予防接種を受けるには」と書いてあるだけなんです。それよりも、今回こういう方は無料で受けれるようになりましたよと書いたほうが、ずっとわかりやすいということを私は言ってるんですよ。広報で大丈夫です、大丈夫ですと言われるけども、そうじゃないということと言っ

てることを受け止めて答弁してくださいよ。

それと、やはりインフルエンザのワクチンはね、やっぱり1月、2月になってから受けてたのではね、要するに病院に行くだけでインフルエンザにかかる可能性もあるわけですよ。できるだけ早く受けてもらって、インフルエンザにかからないようにするという事ですから、なかなかもう12月の半ばまでできてますから難しいと思いますけども、せめて1月の広報にはわかりやすい書き方で、もう一度お知らせしていただけますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 答弁します。はい、おっしゃるとおり1月の広報に、できるだけ詳しく掲載し、住民さんに周知徹底するよう努力いたします。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは次の議案にいきます。

報第19号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について、今、西川議員のほうから質問がありました。

それで、もともと奈良県人事委員会の勧告ですよ、これが私はあまりわからないんで、どういう中身だったんかということの説明をいただいて、先ほど西川議員に対しては、まあまあ民間の給与を参考にとということで答弁されましたけども、もう少し立ち入った形で、その勧告を受ける理由というのを挙げられるのであれば、挙げてほしいんですよ。

それと、もう1つは、職員団体と話をされたかということを確認したいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） お答えをいたします。奈良県人事委員会の給与の勧告内容につきまして、主には公民格差が0.1%を解消するための月例給の引き下げと、こういうことございまして。なお、期末勤勉手当の引き下げにつきましては0.2カ月分であると、こういうことございまして。

なお、県では平成15年度より全職員を対象に給与カットを実施されておりますので、今回特に給料表の6級・7級、または8級・9級の給料及び管理職手当を引

き下げをされるということで、55歳を超える職員の給与の引き下げの勧告をされたというのが主な内容でございます。

そして給与勧告は、先ほども申しましたように、公務員の労働基本権の制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適用した適正な給与を確保する機能を有するものでありますので、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準等と均衡させることを基本に、公務員給与の正確な比較をもとに人事院では給与勧告を行われたと、こういうことでございますので、先ほども申しましたように、適正な職員給与が確保されたと、このように理解をしております。

また、勧告が実施され、適正な処遇を確保をすることは、もちろんのことございまして、安定的な給与を図り、効率的な行政運営を維持する上での基盤としても考えております。

そして職員団体との合意につきましては、去る10月29日に、町職員の執行役員と要望書等を提出され、執行部との懇談をし、理解を得ていると考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっとわからなかったのはね、55歳以上の人を1.5%カットするというものが、それは勧告に入っているんですか、入っていないんですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 55歳を超える職員の給与の引き下げについての勧告はなされておられません、県については。申しわけございません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうですよ。県の場合、部長が期末勤勉手当を含めて年間16万6,000円下がると、県はね。それが田原本町は30万円でしょう。なかなか、たくさんもらうのは要らないのかなと思いますけども。厳しいのではないかなと私は思うんですよ。

ですから、その人事院勧告以上のものをするというところは、どういうところはということなのかなと、わからないですね。

それと、もう1つ、期末勤勉手当について言います。あのね、日本経団連の調査

によりますとね、夏のボーナスは前年比+1.51%、民間給与ですよ。冬のボーナスは+3.76%と日本経団連が発表しているんです。

民間の給料と合わせるんだと言ったら、今年は民間は増えてるんですよということになりますから、どういうふうになるのかなと、わからないですね。

それで、これは佐賀銀行という金融機関がね、今年の景気のほうを言ってるのはですね、官公庁の給与が3年連続減少だと、民間は3年振りに増加と、全体で3年連続の減少ということを佐賀銀行が発表したわけです。言ってみれば、この人事院勧告、さらにそれ以上のことを実施することによって、日本の景気と言いますか、田原本町内の景気に大きく影響すると思いますけどね。公務員の給料が下がることによって、田原本町の景気を引き下げるんだということになるんじゃないかと思うんですね。

それで1つ今おっしゃったようにですね、奈良県人事委員会の勧告にない55歳以上の人、0.1%以上に1.5%プラスするという引き下げですよ、これをする根拠と言いますか、それと奈良県人事委員会の勧告には、給与だけじゃないですよ、例えばメンタルヘルス対策をなさいよと、それから人材育成と士気向上しなさいよと、それと超過勤務の縮減、そのマネジメント能力を磨きなさいよということまで書いてますよね。そこはどういうふうに反映するんですか。それをまとめて答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 今おっしゃっていただきました部分につきまして、私も、もちろん人事院勧告に基づきまして、人事院勧告後、法の趣旨等にのっとりまして改定をいたすものでございまして、今おっしゃいました職員の育成もそうございまして、そういう部分でのメンタル的なヘルスケアも行いまして、この引き下げをやっていきたいと、こういうことございまして、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 1つちょっと答弁がなかったんですけども、55歳以上の人に1.5%下げるというやつは、奈良県人事委員会の勧告にはないんですよ。ないんですけど実施すると。なぜなんだということに対する答弁をいただきたいのと。

それとメンタルヘルスとかですね、人材の確保、士気向上等を取り組むと。それで給料を下げるのは、専決もやっていますのでね、当然メンタルヘルスとか、士気向上、人材の育成についても、当然具体的に決められると思うんですよ、専決をやっておられると思いますから。具体的に言ってくださいよ。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 先に県の人事委員会の中で、55歳以上の方の引き下げがなかったというのは、平成15年度より県の場合は全職員を対象に給与カットされていると、実施をされているということで今回は見送りをされたと、こういうことでございます。

そしてメンタルヘルスケアにつきましては、常時これはもう業務の中で行っている部分でございまして、今後、平成22年度につきましては、そういう検討委員会等を設けまして、どういう形で進めればいいのかということで検討を進めている最中でございます。その中で平成23年度以降につきましては、そういう試行の段階にもっていききたいと、このように考えているものでございまして、平成24年度以降につきましては実施をさせていただきたいなど。そして育成型の人材等、そしてメンタルヘルスケア等も十分に踏まえた中で人材の登用をしていききたいと、こういう形で考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なぜ奈良県人事委員会が勧告を言ってるかということ、もともとね、9月のときに奈良県人事委員会の勧告が出ましたら、それに基づいて田原本町も見直しますという話をされていまして言ってるだけでね。

ちょっと確認ですけどね、この55歳以上、1.5%削減というのは、国の人事院の勧告にはあるんですか。

それとメンタルヘルスについては、今でも病気で休んでおられる職員さんがおられますよね。ですから、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思います。

その国の人事院の勧告の確認だけ答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 国の勧告にはございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは次に行きます。議第41号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第6号）について聞きます。

12ページに障害福祉費と児童福祉費というのが上がってます。これについて障害福祉費は増になると思いますけれども、この児童福祉費の増ということになります。

提案理由の中では、実情に合わせて増やしたということでしたけれども、もう少し詳しく説明をお願いしたいというのと。

子ども手当というのがありますけれども、確認したいんですけども、子ども手当を受給できるにもかかわらず受給されていない方がおられるのかということを確認したいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。議第41号でございます。

障害福祉費の増の理由でございます。この部分につきましては、扶助費の中で1,066万円が増額されております。その内容といたしましては、厚生医療費給付金につきまして560万円、精神障害者医療費助成金につきまして90万円、身体障害者補装具給付費、189万4,000円、身体障害者日常生活用具給付費、226万6,000円、いずれにしても利用者の増と、そして1件当たりの増額でございます。

そして一番大きな理由につきましては、人工透析をする方が生活保護者の方で1名増員になったことによります主な原因でございます。

そして委託料の530万円、これにつきましては、移動が困難な障がい者の方に対して、介護支援といたしまして530万円の増額をしております。この分は利用者の増でございます。

続きまして児童福祉費でございます。

児童福祉費の理由につきましては、第1目の児童福祉費、700万円の増額につきましては、乳幼児等医療助成金が550万円、母子医療等助成金が150万円でございます。

乳幼児につきましては、平成21年9月支払額が2,111万3,000円で、9月から決算に対します伸び率が1.94%伸びておりますので、今回550万円

の増額をさせてもらったわけでございます。母子につきましても増額、医療費の増によりまして、前年度と比べまして約2.09%伸びていることにつきまして、当該今年補正をいたしたものでございます。

続きまして子ども手当でございます。

子ども手当につきましては、手当を受給できるにもかかわらず受給されていないのかという問いでございますけれども、この人数については実情把握はできておりません。なぜかと申しますと、児童手当の受給者、小学校受給者及び中学1年生から中学3年生までの対象となっておりますけれども、その中に児童手当の受給要件の中に、所得制限がある世帯の把握ができないこと、また受給者が公務員である世帯の確認ができないことが主な理由と考えております。

議員お尋ねのように、田原本町といたしましても、その人数は今のところは把握できておりません。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 子ども手当を受給するというところで手続きをされた中で、本当は今まで児童手当を受けることができた人が、かなりおられたと聞いているんですね。その点では、まだ子ども手当の受給申請はできるんですね。（「できます」と住民福祉部長呼ぶ）

ですね。ですから、もし万が一ですね、気づいておられない方がおられるかもしれませんので、それは引き続き、ぜひ広報をしていただきたいと思います。

いつまでできるんですか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 一応いつまでというのはないです。この法律が生きている間は、常に、随時申請いただければ支給いたすことになっております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第42号、平成22年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

4ページの保険基盤安定繰入金というのが、かなり大幅に増えています。それと財政安定化支援事業繰入金、これも同じぐらい増えてますと。これはあれが要った

ということなんだと思いますけれども、その増えている要因ですね、どういうことで増えたのか説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。保険基盤安定繰入金の増加の理由につきましては、平成22年度予算におきまして、保険基盤安定繰入金、1億3,063万円の決算額に対しまして、1億4,200万6,000円で、1,157万6,000円増額となっています。この理由につきましては、基盤安定繰入金は、平成22年度予算は平成21年10月に前年度の被保険者をもとに実際に賦課計算を軽減いたしました。したがって、当該年度の決算の差が生じるようになっております。議員お述べのように、この分につきましては、低所得者の7割、5割、2割の軽減の分でございます。

続きまして、財政安定化支援事業繰入金はどのようなものですかということでございます。

財政安定化支援事業繰入金は、被保険者に低所得者が多いこと、利用病床数及び高齢者が多いこと等、保険者の極めて期することができない特別な事情に対して一般会計から繰り入れを認められているもので、実際は地方交付税措置に行われており、一般会計からの繰り入れが必要となるものであります。国保の財政基盤安定化強化策として位置づけられ、平成21年度から平成25年度まで継続が実施されることになっております。今般の増額は予算におきまして、概ね前年度の実績を計上いたしましたところですが、本年度は予算内の額が見込まれておりましたが、交付税の算定式の一部変更がされたことによりまして、交付税が増額されたものでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一応、保険基盤安定繰入金はですね、前年が1億3,063万円が1億4,200万6,000円になったということですね。言わば2割軽減、5割軽減、7割軽減の世帯が増えた。ですから田原本町の国保加入者の中で、所得がかなり少ない方が増えてきたということですよ。財政安定化支援事業繰入金は、被保険者の低所得者が多いところには、たくさん渡しますよと、それから病床

数や高齢被保険者が多いところにもたくさん渡しますよという制度ですね。

それで今回、田原本町は低所得者が多いというところに当たったと。当たった分だけ出してもらえたということですね。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） まず変更の理由といたしましては、率の変更、おっしゃるとおりで、その低所得者が多いということで、率の変更による交付税の算入の措置でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは次に行きます。議第44号、田原本町行政組織条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

この機構改革と、先ほども町長の答弁の中で、この機構改革を通じて来年度の予算を分配していきたいというようなこともありましたけども。今回の改革がどういふものなのか。どういう目的で、どういうことを狙って、こういうことをされるのかということと、平成19年にも機構改革をされておられると思いますけども、この平成19年の機構改革についての評価、もう2年、3年たちますので、今どういう評価をなさっているのかということ、このあたりをですね、説明をお願いしたいんです。

○議長（松本宗弘君） 町長でよろしいですか。それとも総務部長ですか。（「いやいや、答弁できる人で結構です」と吉田議員呼ぶ）

総務部長。

○総務部長（中島昭司君） ご質問にお答えをいたします。町長の提案理由の中にもございましたように、住民福祉の向上を目指すものでございまして、自立したまちづくりを進めるために、より簡素で効率的な行政組織、機構の見直しを行うものでございまして、その中で生活環境部をなくし、上下水道部を設置するというのが主な目的でございます。

そして前回の見直しから3年が経過をしているわけでございますけれども、再度の行政事項を点検をいたしまして、より簡素で効率的な組織体制の構築に向けての必要な組織の整備を行うものでございまして、あわせて下水道事業の地方公営企業法の一部適用に向けた体制の見直しを、あわせて地方自治法の規定に基づきまして

行っていききたいと、こういうものでございます。

そして前回の改正でございますけれども、これにつきましても行政運営集中改革プランを含めまして、体制の強化を図り、一定の成果が上がったと、このように考えておるわけでございます。そういう部分から今後3年間につきましては、先ほど申しましたように、大きな下水道事業の地方公営企業法の一部の適用に向けた体制づくりを踏まえて今後行財政運営を進めてまいりたいと、このように考えるものでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、やっぱりその効果が上がったということをおっしゃるんだったら、具体的にどれだけ上がったのかと。どういう分野でよくなったのかと。

特に機構改革の目的はですね、住民福祉の向上とおっしゃいました。住民福祉の向上というのは、やっぱり住民の方がサービスを受けやすくなると言いますか、住民の方々に対するサービスがよくなるということだと思っんですよ。その点では、具体的に平成19年度の機構改革がどういう成果をもたらせたかということについても、ちゃんと言及していただきたいし、今回の分がですね、本当に住民福祉の向上につながるかということのご説明をしていただかないと理解ができないと。

特に今おっしゃったように、下水道事業に公営企業法の適用をしようとなりますとですね、下水道会計は120億円の借金を持ってますよね。その借金を丸々住民に負担させるというようなことにつながってきますよね。どんどん下水道事業をやって借金を膨らませて、一般会計と同規模の借金に膨れ上がっているし、まだもう少し先まで事業はあると思っんですよ。

例えば、一応田原本町内事業認可区域に全部下水道が敷設できたと、そういうときに公営企業への移行というのを考えて、こういうことをするなら理解はできます。しかし、まだこれからどんどん借金をして事業を行うという時点で、上下水道部という形で公営企業法の適用の方向へ持って行くということに、全然理解できないですね。その点について明確な答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

今、総務部長から答弁いたしましたのは、今すぐに公営企業法を適用するということではございません。ご承知のように、県においても、まだ公営企業法の適用はされておられません。ただ、県においても公営企業法を視野において、今移行措置の中でとっておられるところがございます。また大きな市におきましても、そろそろそういう視点を置きながら、今企業会計の適用に向けて動いていらっしゃるところでございます。

本町におきましても、その趣旨は今後下水道会計におきましても、特別会計から企業会計へと変えていかなければならない時期が必ず来ると、これは事実でございます。

議員お述べのように、今の段階で、まだまだこれから事業をしていかなければならない状況の中で、すぐに変えるということも無理でございますし、変えるには、やはり相当の年数がかかるというふうにも思っております。ただ、上下水道部をつくり出すのは、そういったことも今後視野に入れた中で、経費節減を図っていく中において、上水道の企業会計、そして下水道の企業会計ということで、人件費の削減等も考えて行っていきたいという意味でございますので、今すぐの適用というのは考えておるものでございません。

また、平成19年度機構改革につきましては、先ほど古立議員からも質問があったところで数値も挙げさせていただきまして、その効果について述べさせていただいたところでございます。

そして繰り返しになりますが、集中改革プランを今後新たにつくらせていただく中において、今この時期において、改めて機構改革をし、次の5年間の人事配置も考える中で、今の段階での、当町のもう再度の改革がベターであろうというふうに考えたところでございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、私、町長の話聞いてますとね、町長の目的は経費削減しかないのかなという思いがあるんですよ。今おっしゃったようにね、出てきたのは経費節減ですわ。ほか住民サービスがどれだけ増えるかというのは一言も語られなかった。

古立議員の質問に対しても9. 何億円ですか、削減できましたという答弁をされてきました。

そこでちょっとわからないんですね。この機構改革したら、今住民の方は今の状態で田原本町の職員の配置をみんなご存じですし、どこへ申請するとか、ご存じですよ。それをガラッと変えるわけですよ。今までここに行ってあったんが、あっちに行かないといけないということになりますから、不便は増えると思いますね。それで各課の職員の皆さんも、今までやっていた以上に仕事が増える可能性もありますし、減る可能性もあります。まあ減ることは少なく、増えるほうが多いんだと思いますけどもね。

その具体的なところをですね、住民サービスのどこがよくなるんだと。この平成19年の改革についてもどこがよくなったんだと。サービス、どこがよくなったんだというところを、やっぱり示されたほうが説得力があるのと違いますか。この平成19年度の分と、あと今回やろうとしている機構改革、どこが住民にとってサービスがよくなるのかと、住民福祉の向上とおっしゃいましたので、そこを説明ください。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 経費を削減することによりまして、これはすべて住民の皆さんに還元をさせていただいているところでございます。毎年、毎年、予算で計上させていただいておりますが、教育の充実であり、福祉の充実であり、それはすべて経費を削減した中から捻出をさせていただいているものでありまして、それを財政調整基金に繰り入れているという話では決してございませんし、下水道部のみ使っているという話でもございません。

また、確かに職員数を削減するにあって、職員の負担は増えてきます。これは事実であろうと、吉田議員お述べのとおりであろうと思います。

ただ、そうすることによって、私は以前から申し上げておるところでありますけれども、職員にスペシャリストの養成ではなくて、ゼネラリストを養成するということであると。だからあえて長期に同じ場所での、職員の勤務されている方については異動を願うことによって、確かにその課において仕事が増えるでありましょうが、それによってゼネラル的な、一般的な仕事をすべての人に覚えていただいて、職員

一人ひとりが有給休暇等も取りやすい状況もつくりさせていただきたいということは、以前から申し上げてきたところでございます。ただ、一人ひとりの仕事については増えるかもしれませんが、そういった形で有給休暇等も取っていただき、先ほどの話ではございませんが、メンタルヘルスケアについても十分考慮させていただいて、この機会、機構改革におきまして、そういった効果を発揮させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なかなか町長は難しい言葉を知っておられますので、それらしいようなイメージを受けるんですけどね、スペシャリスト、ゼネラリストとおっしゃってもね、機構改革しないでもできますよね。長期にそこにいてる人が、要するに人事的な配置を替えるということですから、機構を変えずに、その人を異動させることで十分できますからね。その点ではね、全然おっしゃってることとね、機構改革とは合わないとは思いますが、機構改革をするメリット、本当はね、これをしたから機構改革して経費節減するんだというのだったらわかるんですよ。これをしたくないからね。機構改革して余ったら住民の皆さんにたくさんサービスできますよというのでは、私は反対だと思うんですよ。目的があって、目的を達成するために機構改革があって、それで経費節減だったらわかりますよ。ないでしょう。機構改革しますよと、これをやってお金を出しました。余ったらそれをどう使うか考えますというのは本末が転倒しているように、私は思いますが、そうではありませんか。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、もう3回を超えていますよ。（「ああ、いや……」と吉田議員呼ぶ）

1回目もサービスしているので。次、8番と9番はもう2回ぐらいにしてください。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

もう1回、町長に。だから一番初め、町長と私言いましたよね。町長に答えてもらったら、3回目の中でいけるでしょう。（「はい、これだけはよろしく願います」と吉田議員呼ぶ）

もうだめですよ。町長。

○町長（寺田典弘君） 行政という広い分野を360度全分野を視野に入れてしてい

かなければならない話であって、教育の細かい部分、例えば机1つ買う部分であったり、また福祉の部分であったり、さまざまところが、すべてこれが目的なんです。それを1つずつ取り上げて言うことは差し控えはさせていただいておりますけれども、大きな目的に向かって、町として町民の皆様方にできるだけサービスの向上をしていきたいという意味においては、できるだけ経費を節減していくというのは、これはもうごく当然の話であるし、これが本末転倒とおっしゃる意味が、私には逆にわからないところでございます。

私は、先ほどおっしゃいましたように、機構改革しないでもできるじゃないかというふうにおっしゃいましたですけども、機構改革した中においても、平成19年度においても財政課と企画課はしっかりと分けさせていただきました。なぜならば、これは非常に大切な課であるというふうに思ったからであります。また、今までの課において、あまりにも分野が細分化しているために、課の職員が1人、そして係長が1人といった、そういう課もあったわけです。できるだけ集約できるところは集約して、特化しなければならないところは特化すべきだというふうに考えましたので、減らしたところもありますけども、実質増やしたところもあります。

今回の住民生活課をなくさせていただいたのも、そういうところもあってさせていただきました。そして生活環境部をなくすということで非常に大きな反響も得ましたし、皆様方から反対もあったところでもありますけれども、今後の大きな10年先、20年先を見たときには、今この改革をしておくことによって、後日そういったメリットが多く出るものであると、私は確信をしてさせていただいたものでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一般質問のときもですね、同僚議会から、のぼりがあつたらわかりやすい、掲示板あつたらわかりやすい、それがないからわかりにくいという話が出ました。私はその議員と私とは同じような感覚を持っているんです。だから町長の今おっしゃったことは、よくわかりません。ですから私だけじゃないんじゃないかなと思うわけです。よく考えていただきたいなと思います。

次に、議第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

この改正の中身と根拠を教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） その前にお詫びと訂正を。

西川議員の報第19号で報告させていただきました部長クラス、30万円減収という形の報告させていただきましたが、これは19万2,000円の誤りでございますので、大変申しわけございません。

それと職員の平均給与も9万4,000円ということでございます、減額になるということで。（「9万4,000円減額になると、平均ですね」と西川議員呼ぶ）はい、誠に申しわけございません。

それでは、議第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正でございますけれども、これの中身につきましては、人事院勧告に基づきますものでございまして、職員の勤務時間を1日8時間から7時間45分に、15分の短縮をさせていただくものでございます。

根拠につきましては、地方公務員法の第24条第5項の規定によりまして、勤務条件を変えさせていただくと、こういうことでございます。そして同時に、あわせて1週の勤務時間につきましても変えさせていただくと、こういうことで、1週38時間45分に、40時間を1週38時間45分に改正をさせていただくと、こういう部分でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ということはですね、始まる時間は短くなるんですか、終わる時間が短くなるんですか。これはどうされて、どういうふうに住民の方にお知らせされるんですか。

どっちにしても住民の方は、今まで8時半ごろから来て、5時半まで開いているんだという思いで来られますよね。まだ開いてるわと思ったら閉まっていたということがありますので、その辺はどうされるのか説明してください。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 役場の閉開庁時間につきましては、午前8時30分から午後5時15分という形をさせていただきます。それにつきましては、一応予定で

は4月1日からの施行を予定しておりますので、広報等で住民にPRさせていただきたいと、ホームページにも載せさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ぜひね、ひんしゆくを買わないように、うまく広報していただきたいと思いますので、4月になってから、いろいろとバタバタすることもあると思いますけども、1月、2月から前もってしていただきますよう、よろしくお願ひします。

それで議第47号について質問します。田原本町自動車駐車場設置条例を廃止する条例です。

これは金沢にある、ふれあいセンターの前の駐車場かなと思うんですけども、これまでの運用状況と、その廃止した後の運用の仕方について説明してください。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（平井洋一君） 議員おっしゃるとおり、ふれあいセンターの南側の駐車場でございます。この当駐車場につきましては、金沢町営住宅の跡地に同和対策事業特別措置法に伴います事業として設置されたものでございます。それで補助対象となるには、設置条例の制定が必要であったと聞いております。

当時、これは現在のふれあいセンターの周辺でございますけれども、解放センター、また共同浴場があったこと。また地域への来訪者等の駐車場としての利用が主であったと伺っております。

以後、マイカーの普及による車社会の到来によりまして、村内の狭隘によりまして駐車場不足から、今の現状といたしましては、主に地元住民の駐車場としてご使用になっているという現状にあります。また、ふれあいセンターの建築に伴いまして駐車場も整備されたことから、この町営駐車場としての所期の目的は達成したものと考えております。

今後の運用方法につきましてでございますけれども、地元自治会より自治会の駐車場として借り受けた旨の要望もございました。地元自治会とも十分協議をさせていただきまして、町有財産の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 具体的にわからなかったんですけども。今までは地元住民の駐車場として使っておられたと。だれが止めてもよかったということですか。それともだれがどこに止めると決まっていたのかというのがわかりませんし。今後は町有財産の有効な活用として自治会が駐車場として運用するのに賃貸しをするんですか。まだ詳しくは決まっていなくてもですね、どういう方法、今まではどうで、これからどういう方向なのか、具体的に説明してくださいよ。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（平井洋一君） 町営駐車場ということでございますので、駐車場の設置条例を設けておりますので、だれしもの使える駐車場という形の中で運営をしていたところでございます。

今後におきましては、地元自治会のほうと、できれば賃貸でもって自治会のほうにお貸ししたいという、私のほうとしては希望を持っております。今後自治会とも十分ご相談をしながら町有財産の有効活用に努めたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 条例で決まっているから行政財産ですよ。行政財産は町が管理するということになってますよね。基本的には貸与とか、賃貸はできないんですよ。あのね、私の聞いている話はでね、今の現行は、利用されている方は月2,000円払っているんだという話ですよ。そして車庫証明もあそこで取れるんだという話なんです。その管理は町がやっておられるんですか。もしやっておられるんだしたら、それは町が管理できていないとなったらですね、今までどうしていたんだということになりますよね。

その点では、この条例を廃止してですね、田原本町が責任を持って自治会に貸し出すということだったら、そっちのほうは私はすっきりすると思いますけれども。今現在ですね、廃止されてませんので、町の管理が本当にできていたんですか。答弁をもらいます。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（平井洋一君） 町の財産として町が管理をいたしておりました。

（「違いますよ。これをもとに駐車場の駐車料をもらって車庫証明を出している人がおると、全然町がやってないんだしたら管理してないじゃないの、それは管理に

ならないじゃないか」と吉田議員呼ぶ)

町としては、そうした形のことについては一切。（「それなら町の財産使ってお金を儲けてもいいんですか、違うでしょう」と吉田議員呼ぶ)

○議長（松本宗弘君） ちょっと答弁を聞いてください。

○生活環境部長（平井洋一君） 議員おっしゃったような形のことにつきましては、町としては、そうした形のこと是一切関知いたしておりませんし、承知いたしておりません。（「それだったら管理してないということになるんですよね、知らなかったと言ったら。違うんですか。答弁できたら答弁してください」と吉田議員呼ぶ)

○議長（松本宗弘君） いや、さっきもう答弁は終わっていますよ。（「一緒ですか」と吉田議員呼ぶ)

○生活環境部長（平井洋一君） はい、以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第48号、財産の取得について質問します。

今回清掃工場のバグフィターの、ろ布の交換で、ろ布を財産として購入するということですが、磯村豊水機工株式会社というところは、ろ布をつくっているところじゃないですか。その点で、ウォーターテックさんもですね、株式会社タカダさんというところもですね、横手産業さんもですね、日立製作所さんも、ろ布をつくってるメーカーじゃないですか。それで、なぜその入札に当たってですね、このろ布をつくっていないところが指名されて入札されているのかがわからないんですけれども。ここを選定した理由の説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（平井洋一君） それにつきましては指名競争入札ということで7者指名させていただきました。田原本町の競争入札参加資格申請書、これの物品・役務の取り引きの指名願いがあつたところから選出させていただきました、バグフィルターの取り扱いのある近畿圏内の業者を選定いたしましたところでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 5年前に入れ替えておられますよね。5年前はね、相見積もりで随契やっておられますよね。そのときは、タクトシステム、それとカメカワ、EMサービスと、この3者から見積もりをとって一番安いところへ随契されました

よね。今回は入札ですよ。それならなぜ……、と思うのはね、タクトシステムとカメカワとEMサービスを、かつて話をしたところで実績がありますから、なぜこれが入ってないのかなということと、それとこれは、ろ布を買うという入札ですけども、ろ布を買うだけでは役に立ちませんよね、今あるろ布を取り除いて、そしてこのろ布を設置するという、この工事もありますよね。その工事は入札でされるのか、随契でされるのか、入札でしたら年内に間に合うのかということも含めて答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、その3つ、どこがとってるの。（「タクトシステム」と吉田議員呼ぶ）

タクトシステムとっているの。

部長、契約検査課があるんでしょう。（「あります」と生活環境部長呼ぶ）

これは契約検査課と違うの。契約検査課ってあるんでしょう。（「あります」と生活環境部長呼ぶ）

設けたんでしょう、新たに。（「はい」と生活環境部長呼ぶ）

契約検査課の担当の人だって、入札関係でずっと回っているんでしょう。（「回ってます」と生活環境部長呼ぶ）

今なぜ部長がそれを……、あれを。答弁は生活環境部に契約検査課があるんですか。（「いえ、ございません」と生活環境部長呼ぶ）

えっ？（「ございません」と生活環境部長呼ぶ）

それから、なぜあなたが答弁できるの。その都合のいいときは契約検査課ですか。そうでしょう。あなたを責めてるんじゃないですよ。（「はい」と生活環境部長呼ぶ）

契約検査課が、この部分は契約します、この部分は現課ですって。違いますか。あなたたちも逆にしんどいのと違うんですか。（「まあ……」と生活環境部長呼ぶ）

そうでしょう。（「入札依頼はさせていただきますが、契約検査課のほうで入札はさせていただきます」と生活環境部長呼ぶ）

ということなんだそうです。

生活環境部長、答えてください、もう1回。

○生活環境部長（平井洋一君） 入札依頼のほうを環境管理課のほうからいたしまして、契約検査課のほうで入札をしていただいています。

それと先ほどの答弁、ろ布は、以前は平成17年、5年前に、ろ布の見積もり合わせをいたしまして、そこで落札をいたしているところでございますけれども。入れ替えにつきましては、あくまでもバグフィルターの品物として購入をいたしております。その入れ替えにつきましては、整備事業ということで、別にその整備事業につきましては、業者を別に選定いたしまして、そこで入札をしまして、その整備事業の中で、ろ布の入れ替えをいたしております。

今回のろ布の入れ替えにつきましても、その整備事業という形の中で、その整備事業と若干のメンテナンスの関係もございます。そうしたことにつきましては、別に今後発注をさせていただきます。1月下旬ごろには入札を予定しておりまして、工期的な形の中では十分工期はできるということで、余裕を持った形の入札を進めていきたいということを考えています。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これは私が心配することと違うんですけどもね、入札って時間かかるんですよ。500万円以上の工事は入札ですよ。それで指名審査会にかけてしないとイケないわけですよ。1月からしてですとね、大体年末年始ですので、1月15日ぐらいからしてですね、2月末ぐらいで入札終わるのが早いほうじゃないかと思うんですよ。2月末に終わってですね、入れ替え工事するんでしょう。ただ、外すだけと違って、外した後、壁の補修とか入れて、また設置するんでしょう。ですからその点はね、3月ぎりぎりが終わったら早いほうじゃないかなと私は心配するだけなんですけどね。

例えば、そのこういう入札に当たってね、この財産の物品購入ということと、撤去・設置と分けるんですしたらね、例えば撤去・設置は物品購入のこの案件が議会で承認ができたなら、すぐに移ってくださいという形の同時進行の入札をしても可能じゃないかと思うんですけどね。その辺は、ちょっとまた検討していただいて、業者さんにだけですね、早くやれ、早くやれと言わないように、ちゃんとした仕事をしてもらえますように、よろしくをお願いします。

引き続き議第49号、老人福祉センターの指定管理者ですね、これについて入札の方法と、選定・選定外の理由と、その評点を公表されたのか。それと、この3年

間、阪神管理サービスがやってこられましたけども、その契約よりも安くなってますよね、今回ね。450万円、3年間合わせて。年間150万円の委託料の減になると思うんです。その点では、それがサービスの水準や安全管理、人員配置、労働条件にしわ寄せが今までいってないのか。これからもいかないのか。そのあたりを説明してください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） はい、お答えいたします。1点目の入札の方法は、選定・選定外の理由と評点を公表したのかについてでございますけれども、入札の方法につきましては、総合評価方式、いわゆるプロポーザル方式を採用しております。また選定・選定外の理由の評点を公表したのかにつきましては、町のホームページにおいて選定理由を付し記載しております。評点につきましては、公表はいたしておりません。

2点目の3年間で、サービスの水準、安全管理、人員配置、労働条件にしわ寄せがないのかについてでございますが、指定管理者の指定管理の3年間におきまして、以前実施したアンケート調査の結果、施設内の環境については、職員の対応について等を見ましてもよいという回答が6割を超えて、一定の成果が見られたものと評価しております。安全管理につきましては、緊急時の対応マニュアル等が整備され、職員の周知徹底が適切に行われていると思います。

また、人員管理、労働条件にしわ寄せはないかでございますが、毎年、運営状況及び予算等により計画的な人員管理、職員の労働条件を確保するために妥当な人件費を確保しているかどうかについては確認をしております。

以上、答弁でございます。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。再開は午後4時といたします。

午後3時51分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

特別委員会の設置について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。ご承知のとおり本町の長年の懸案でありました田原本駅前広場整備事業が完成し、通勤・通学の安全性・利便性が大幅に向上されました。しかしながら、駅周辺の商店街の経営の低迷や高齢化に伴い、地域活力の低下が問題となっております。

このことから駅周辺の活性化を図るため、議会においても慎重な調査と審議を要するものと考えますので、委員会条例第6条の規定により、7名の委員をもって構成するまちづくり推進特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、本件については7名の委員をもって構成するまちづくり推進特別委員会を設置することに決しました。

まちづくり推進特別委員会の委員選任について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。ただいま設置されましたまちづくり推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、まちづくり推進特別委員会の委員選任については議長より指名することにいたします。

指名につきましては事務局長より発表させます。

○議会事務局長（松井敦博君） 順不同、敬称を省略いたしまして発表いたします。

まちづくり推進特別委員会、委員に、吉川博一、小走善秀、植田昌孝、竹邑利文、古立憲昭、永井満智男、森 良子、以上7名の委員でございます。

○議長（松本宗弘君） ただいま発表させましたとおり選任いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま指名をいたしました委員より正副委員長の互選をお願いいた

したいと思いますので、暫時休憩をいたします。

午後4時02分 休憩

午後4時07分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に正副委員長の互選をいただきました結果を事務局長をもって発表させます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは発表いたします。

まちづくり推進特別委員会、委員長、植田昌孝委員、副委員長に古立憲昭委員。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ただいま事務局長から発表がありましたとおり互選されましたので、よろしくお願いを申し上げます。

上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程されております本議案につきましては各所管の委員会に各々付託いたしまして休会中に審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては事務局長をもって朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは付託先につきまして申し上げます。

報第18号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告につきましては、厚生環境常任委員会。

報第19号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告につきましては、総務文教常任委員会。

報第20号、平成22年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告につきましては、厚生環境常任委員会。

報第21号、平成22年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

の専決処分の報告につきましては、産業建設常任委員会。

報第22号、平成22年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては、厚生環境常任委員会。

報第23号、平成22年度田原本町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては、産業建設常任委員会。

報第24号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び報第25号、田原本町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告の2議案につきましては、総務文教常任委員会。

報第26号、財産の取得についての専決処分の報告につきましては、唐古・鍵遺跡整備計画検討特別委員会。

議第41号、平成22年度田原本町一般会計補正予算（第6号）につきましては、各常任委員会。

議第42号、平成22年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議第43号、平成22年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第3号）、以上2議案につきましては、厚生環境常任委員会。

議第44号、田原本町行政組織条例の一部を改正する条例及び議第45号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例及び議第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案につきましては、総務文教常任委員会。

議第47号、田原本町自動車駐車場設置条例を廃止する条例及び議第48号、財産の取得について、議第49号、指定管理者の指定について、以上3議案につきましては、厚生環境常任委員会。

議第50号、指定管理者の指定について、産業建設常任委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

午後4時12分 散会